

麻生区地域防災計画

(令和5年1月)



目 次

第1章 総 則

1 基本方針

- (1) 計画の目的 1
- (2) 川崎市地域防災計画との関係 2
- (3) 区、区民及び事業者の基本的責務 2
- (4) 男女共同参画の視点への配慮 3
- (5) 東日本大震災を踏まえた市の震災対策の見直しについて 3

2 麻生区の概要

- (1) 自然的条件 4
- (2) 社会的条件 4

第2章 災害予防計画

1 防災組織体制

- (1) 区本部 5
- (2) 防災関係機関との連携 9
- (3) 自主防災組織 10
- (4) その他の組織の活用 10

2 地域防災拠点の活用

- (1) 地域防災拠点 11
- (2) 地域防災拠点の機能 11

3 避難施設

- (1) 広域避難場所 12
- (2) 避難所 12
- (3) 一時避難場所 12
- (4) 避難所補完施設 12
- (5) 要配慮者の避難施設（二次避難所）の確保 13
- (6) 避難施設の充実・強化 14
- (7) 避難路の確認 14

4 緊急輸送体制

- (1) 緊急交通路 14
- (2) 緊急輸送道路 15
- (3) 緊急通行車両の申請 15
- (4) ヘリコプターの離着陸場及び調整 15

5	災害に強い地域づくり	
(1)	区民啓発	16
(2)	自主防災組織等の育成	16
(3)	防災ネットワークづくりの推進	18
(4)	防災訓練の実施	18
(5)	避難所運営会議	19
(6)	家庭における災害対策	19
(7)	企業・事業所における予防対策	21
(8)	麻生区災害対策連絡協議会の設置	21
(9)	物資の備蓄	22
6	災害に強い街づくり	
(1)	建築物の耐震・不燃化の促進	22
(2)	上下水道施設の安全対策	23
(3)	廃棄物処理関連施設の安全対策	23
(4)	倒壊・落下物防止等	24
(5)	河川等の整備	24
(6)	がけ崩れの防止等	24
(7)	道路・橋りょう施設の安全対策	25
(8)	地盤の液状化の危険性の周知	26
7	災害時要配慮者の支援	
(1)	災害時要援護者の避難支援体制の整備	26
(2)	災害時要援護者と近隣住民等との地域コミュニティの強化	27
(3)	災害時要配慮者の避難後の対策	27
(4)	個別避難計画	27
(5)	外国人等に関する対策	27
8	帰宅困難者対策	
(1)	情報収集及び混乱防止措置	28
(2)	帰宅の支援	29
(3)	滞留時の支援	29
9	市施設の閉鎖などの市民サービスの停止等	
(1)	市民サービスの縮小又は停止	30
(2)	市民等への周知	30

第3章 災害応急対策

1 区本部

(1)	区本部の設置	30
(2)	区本部会議	30

(3)	区本部の運営及び所掌事務	30
(4)	市本部への応援要請	34
2	情報の共有	
(1)	情報の収集（情報広報班）	36
(2)	情報の伝達（情報広報班）	36
(3)	広報・広聴（情報広報班）	37
3	地域における救助及び救護等（区民の初期行動）	
(1)	消火活動	38
(2)	救助活動	39
(3)	応急救護	39
(4)	通報	39
4	避難対策	
(1)	避難情報（区本部事務局）	39
(2)	避難誘導	40
(3)	避難者の受入れ（避難所運営要員・被災者支援班・区役所避難所 管理要員）	40
(4)	避難所・緊急避難場所の開設	40
(5)	避難所の管理運営（避難所運営会議）	41
(6)	感染症対策を踏まえた緊急避難場所・避難所の管理運営等	42
5	地域医療救護体制	
(1)	医療救護所の設置及び役割（保健衛生・福祉班）	43
(2)	災害拠点病院・災害協力病院	43
(3)	川崎DMA Tの派遣要請	44
6	災害時の福祉対応	
(1)	災害福祉調整本部	44
(2)	区本部保健衛生・福祉班の役割	45
(3)	市内の社会福祉施設の役割	45
(4)	二次避難所の開設	45
(5)	神奈川DWA Tの派遣要請	45
(6)	平時からの訓練の実施	46
7	物資の供給	
(1)	給水	46
(2)	食料・生活必需品（被災者支援班）	46
(3)	救援物資の受入・配分（被災者支援班）	47
8	応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	
(1)	応急危険度判定	48
(2)	被災宅地危険度判定	48

9	大雪対策	
	(1) 道路の除雪・凍結防止活動（道路公園班）	48
	(2) 市の施設における除雪・凍結防止活動	48
	(3) 大雪に対する備蓄等	49
10	遺体の取扱い	
	(1) 遺体安置所	49
	(2) 衛生対策	49
	(3) 資器材等の調達	49
	(4) 遺体の処理	49
11	感染症対策・保健衛生	
	(1) 感染症対策体制の整備（保健衛生・福祉班）	49
	(2) 環境・食品衛生対策等（保健衛生・福祉班）	50
	(3) 保健衛生（保健衛生・福祉班）	51
12	ごみ・し尿処理	
	(1) ごみ処理	51
	(2) し尿処理	51
	(3) 災害用トイレ	52
13	消防対策	
	(1) 警防体制	52
	(2) 警防活動	52
14	警備活動	
	(1) 警備体制	52
	(2) 災害応急対策	53
15	ライフライン	
	(1) 電気（東京電力パワーグリッド株式会社）	53
	(2) ガス（東京ガス株式会社）	53
	(3) 上・下水道（川崎市上下水道局）	53
	(4) 電話（各電話会社）	54
16	災害ボランティア	
	(1) 災害ボランティアの活動分野	54
	(2) 災害ボランティアの活動支援（地域支援班）	55
17	公共施設等	
	(1) 学校	55
	(2) 市の管理施設	56
	(3) 大規模集客施設	56
第4章	区民生活の安定	
1	被災者への生活支援	

(1) 相談窓口	56
(2) 生活援護資金	56
(3) り災証明	57
(4) 市税・保険料の減免措置等	57
2 被災者の住宅確保	57

第5章 東海地震に関連する対策

1 大規模地震対策について	57
2 東海地震に関連する情報が発表された場合の対応措置	58
3 警戒宣言時の対応措置	
(1) 区がとるべき措置	58
(2) 防災関係機関がとるべき措置	58
(3) 区民がとるべき措置	58
(4) 事業所等がとるべき措置	59
4 混乱防止策	60
5 事前対策の推進	60

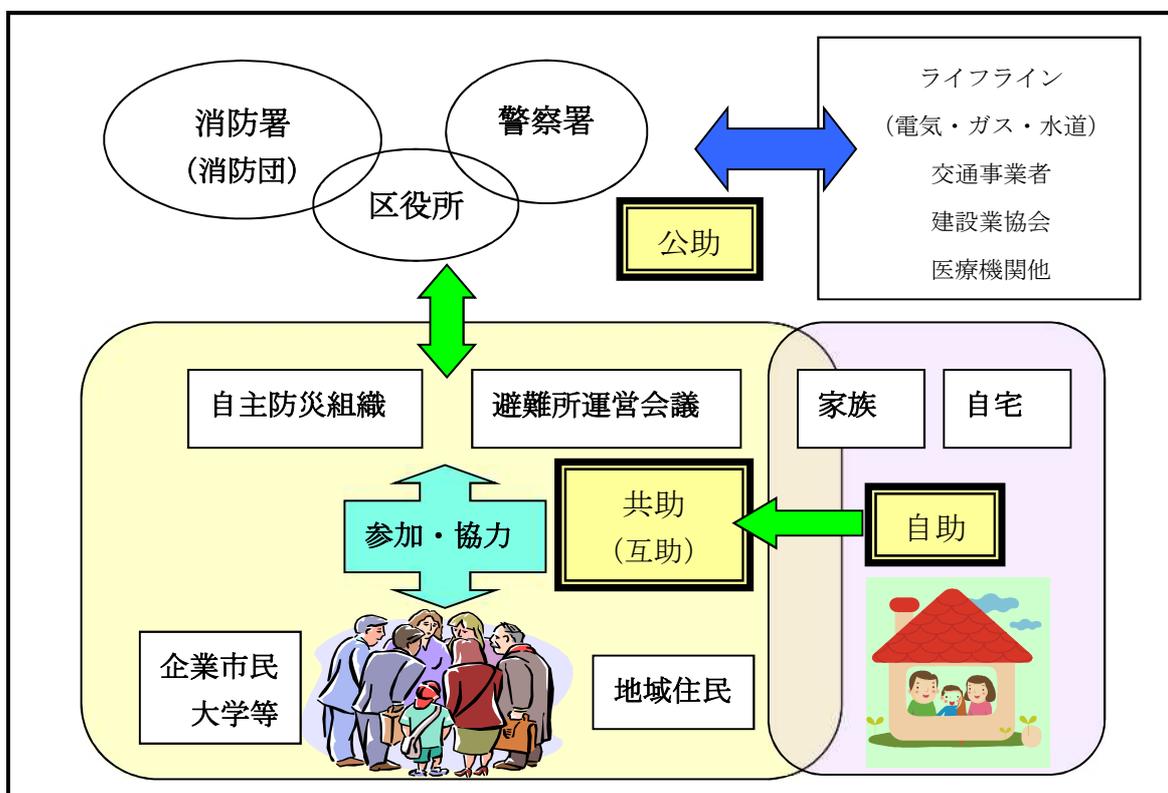
【資料編】(令和5年1月現在)

資料 1	麻生区の被害想定(平成25年3月)
資料 2	避難所別自主防災組織名簿
資料 3	麻生区内防災協力事業所一覧
資料 4	避難所一覧
資料 5	避難所補完施設
資料 6	緊急交通路・緊急輸送道路、臨時離着陸場一覧
資料 7	麻生区災害対策連絡協議会設置要綱
資料 8	急傾斜地崩壊危険区域
資料 9	同報系屋外受信機設置一覧
資料 10	区内応急給水拠点一覧

麻生区地域防災計画

第1章 総則

風水害及び地震等が発生した場合、行政機関が区民の生命、身体及び財産を保護する活動を行うこと（公助）は、重要な役割の一つです。しかし、いざ大災害が発生した際、行政機関が本格的な救助を開始するには三日間以上の日数がかかるため、自分の命、自分の地域は自らで守ることが必要となります。地域の防災力を高めるために、日頃から区民一人ひとりが自らの身を守る「自助」の自覚を持ち、平常時から自発的な防災活動に参加するなど、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には、地域で互いを助け合う「共助（互助）」に努めることが重要です。



1 基本方針

(1) 計画の目的

麻生区地域防災計画（以下「区計画」という。）は、災害予防、災害応急対策を総合的・計画的に示すことにより、区をはじめとした各行政機関の「公助」による対策強化と、区民、地域の「自助」と「共助（互助）」の意識向上による地域防災力強化に繋げ、総合的な防災環境の整備を図ることを目的として、基本的な活動指針、役割を掲げています。なお、この区計画は、震災及び風水害対策を中心に作成していますが、他の災害においてもこれを準用することとし、また記載のない事項につ

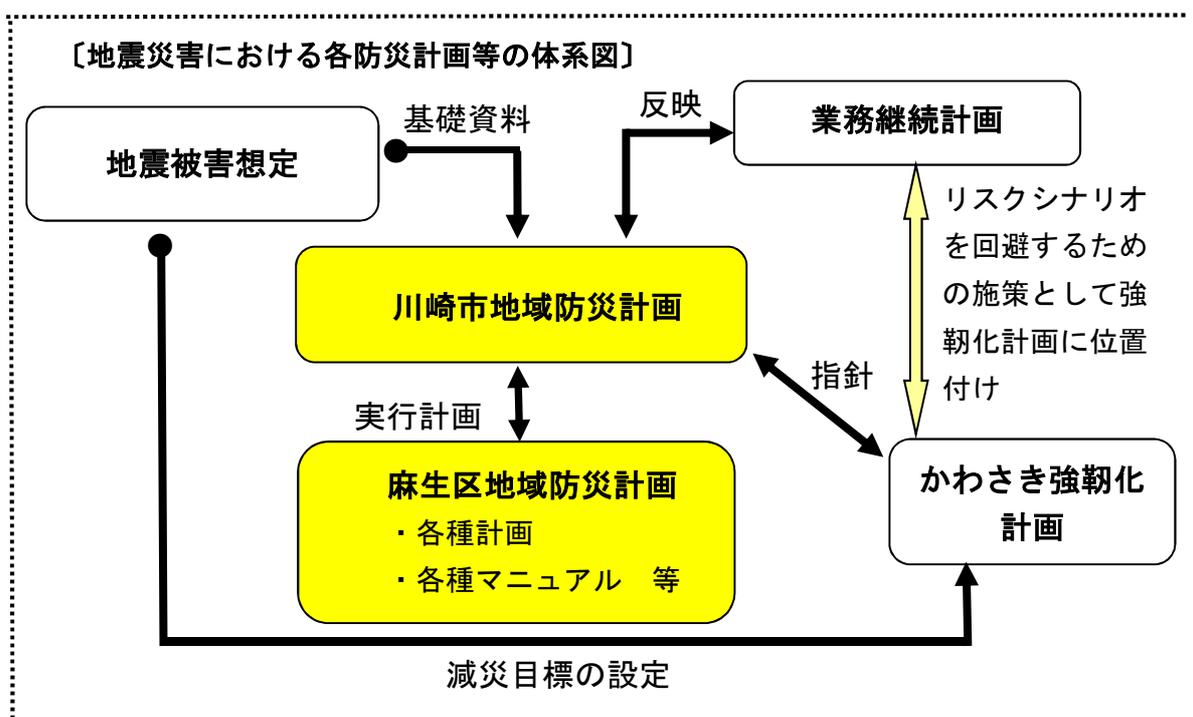
いては、川崎市地域防災計画（以下「市計画」という。）に準拠するものとします。

(2) 川崎市地域防災計画との関係

区計画は、市計画及び関係法令等との整合性・関連性を有するものとします。

なお、市計画を所管する部署は、危機管理本部となっています。

- * 市計画は、災害対策基本法に基づき、市、県、県警察、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の連携により市域における災害に係る予防、初動対策、応急対策及び復旧・復興を総合的・計画的かつ有効的に実施することにより、災害による被害の軽減を図り、市域並びに市民の生命、身体、財産を保護し、社会の秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的とするとともに、市や防災関係機関等における防災計画及び諸活動を実施する際の基本的・総合的な活動指針としての役割を果たすものであり、「震災対策編」（令和元年度修正）及び「風水害対策編」（令和3年度修正）、「都市災害対策編」（平成26年度修正）等により構成されています。



(3) 区、区民及び事業者の基本的責務

ア 区の基本的責務

区は、市、県、警察、自衛隊、各種防災関係機関等と連携し、有する全機能を発揮して区域における災害の予防、初動対策、応急対策等を総合的、計画的かつ有効的に実施することにより、区民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減及び社会秩序の維持を図ります。

イ 区民の基本的責務

「自らの身の安全は自らが守る」が防災の基本であり、区民は地震や風水害に関する防災知識の習得や自らの災害教訓の伝承に努め、相互に協力すると

もに、市や区が実施する防災に関する事業に積極的に協力し、防災体制の強化に寄与することが求められます。

平常時から建物等の安全対策や家具等の転倒・落下防止措置に配慮するとともに、家庭において3日分以上（安心のため7日分以上）の食料・飲料水や非常用品等の備蓄に努める必要があります。

また、区や地域等が行う防災訓練に積極的に参加し、地震等の災害が発生した場合には、出火防止や初期消火その他必要な応急措置をとれるよう努めることが必要です。

ウ 事業者の基本的責務

事業者は、災害の防止について常に配慮するとともに、市や区、また地域が実施する防災に関する事業に積極的に協力し、その社会的責任に基づき、自らの責任と負担において防災に必要な体制の確立に努めてください。特に幼児・児童等のための施設では、事業者の責任において、保護者が引き取りに来るまでの間の保護及び備蓄の推進を行う必要があります。

そのため、管理する施設の耐震性・耐火性の強化や事業所内収容物の転倒防止、屋外広告物の落下防止に積極的に取り組み、従業員や来場者の安全確保を図るとともに、地震等の災害が発生した場合に応急措置を迅速かつ的確に講じることができるよう、資機材や非常用食糧・飲料を備蓄し、積極的に防災訓練を実施する必要があります。

また、災害時の駅周辺における滞留や混乱を防止するため、「むやみに移動を開始しない」を基本に、従業員等が一斉に帰宅することを抑制し事業所内に留まることや、そのために必要な備蓄に努めるとともに、地域住民と協力し周辺地域における防災活動を行うことが求められます。

(4) 男女共同参画の視点への配慮

過去の災害発生時の経験から、被災時に増大する家事、育児、介護等の女性への集中や、配偶者等からの暴力や性被害、性暴力が生じるといったジェンダー課題が明らかになっています。

こうした課題を踏まえ、災害時における様々な被害やニーズに対応するため、市では、地域防災活動における女性の参画を推進するとともに、この計画のすべての事項を通じて、被災時の男女のニーズの違いに配慮を行うほか、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めます。

(5) 東日本大震災を踏まえた市の震災対策の見直しについて

市では、東日本大震災の発生を受けて実施した地震被害想定調査*の結果を踏まえ、平成25年4月に川崎市地震防災戦略及び川崎市備蓄計画を改定するとともに、臨海部における災害の未然防止及び災害の拡大防止のため、川崎市臨海

部防災対策計画及び川崎市津波避難計画を策定、同年10月にこれら各種計画等の内容を反映した市計画（震災対策編）の第2期修正を実施しました。さらに、平成27年度末で戦略の計画期間が終了したことから、減災目標に対する達成度を確認し検証した上で、平成28年3月に新たな地震防災戦略を策定いたしました。

また、国における国土強靱化基本法及び国土強靱化基本計画の策定を受け、平成28年3月に川崎市国土強靱化地域計画を策定し、地震防災戦略と連携した取り組みを進めてきました。その後、国土強靱化地域計画と地震防災戦略が令和2年度末に計画期間が終了したため、効率的かつ効果的な施策の推進の観点から、令和3年3月にかわさき強靱化計画に整理・統合を行いました。令和4年3月には、川崎市総合計画第3期実施計画の策定を踏まえ、新たな事業の追加や業績指標の全般的な見直しを含む改正を行いました。

区では、市地域防災計画等、各計画等の修正を踏まえ、区計画の見直しを図ります。

* 地震被害想定調査とは、市に大きな被害をもたらす可能性がある地震に対して、今後、市が取り組む施策事業の実施のための基礎資料を得ることを目的とする調査です。

2 麻生区の概要

(1) 自然的条件

麻生区は、川崎市の北西部に位置しており、北側を東京都稲城市・多摩市、東側を多摩区・宮前区、南側を横浜市青葉区、西側を東京都町田市と接し、面積は23.11平方キロメートルで川崎市全体の約16%を占めています。

地形は、多摩丘陵の一部を占め、谷戸川が丘陵の奥深くまで幾筋も入り込んだ高台と低地、丘陵と谷戸といったように地形的変化が大きく、小田急線を中心としてクラスター(ぶどうの房)状に地区の分布が見られます。また、区全体が尾根線によって囲まれており、地形的にも景観的にも他の地域から独立した地域を形成しています。

丘陵地が多く分布するため、急傾斜地が多いことも特徴であり、全市で750箇所ある土砂災害警戒区域のうち、麻生区には304箇所（うち土砂災害特別警戒区域が234箇所。令和4年8月19日現在）と、7区中で最も多く指定されています。

(2) 社会的条件

主な交通動線として、区の北東部から南西部にかけて小田急小田原線、県道世田谷町田が区域を横断し、新百合ヶ丘駅から北西部へは小田急多摩線が伸びています。また、区域の中心部である新百合ヶ丘駅周辺は、行政機関、大型商

業施設、病院などの都市機能が集積し、市北部における広域拠点として機能強化が図られてきました。

区の人口は、180,861人（令和4年11月1日現在）と7区中第6位であり、市全体の約11.7%を占め、人口増加率は3.0%と市内の区の中では第6位（令和2年国勢調査結果）となっています。

また、65歳以上の人口割合である高齢化率は24.4%（川崎市全体20.4%）と市内で最も高くなっています（令和3年10月1日現在）。

さらに、区外へ通勤、通学する区民が多く、昼夜の人口比は77.4%となっています（平成2年国勢調査結果）。

第2章 災害予防計画

1 防災組織体制

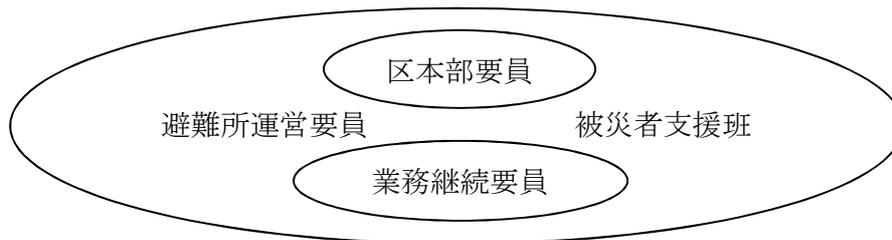
(1) 区本部

麻生区本部（以下「区本部」という。）は、川崎市内で大規模な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に設置される川崎市災害対策本部（以下「市本部」という。）を構成する機関です。参集した関係職員により、区の総合的な災害応急対策を推進するために、次の組織体制が適正に機能するよう、平常時から必要な準備を行います。

ア 区本部の構成と職員編成

区本部は、区役所3階区長室に設置します。

(ア) 震災対策時の動員区分



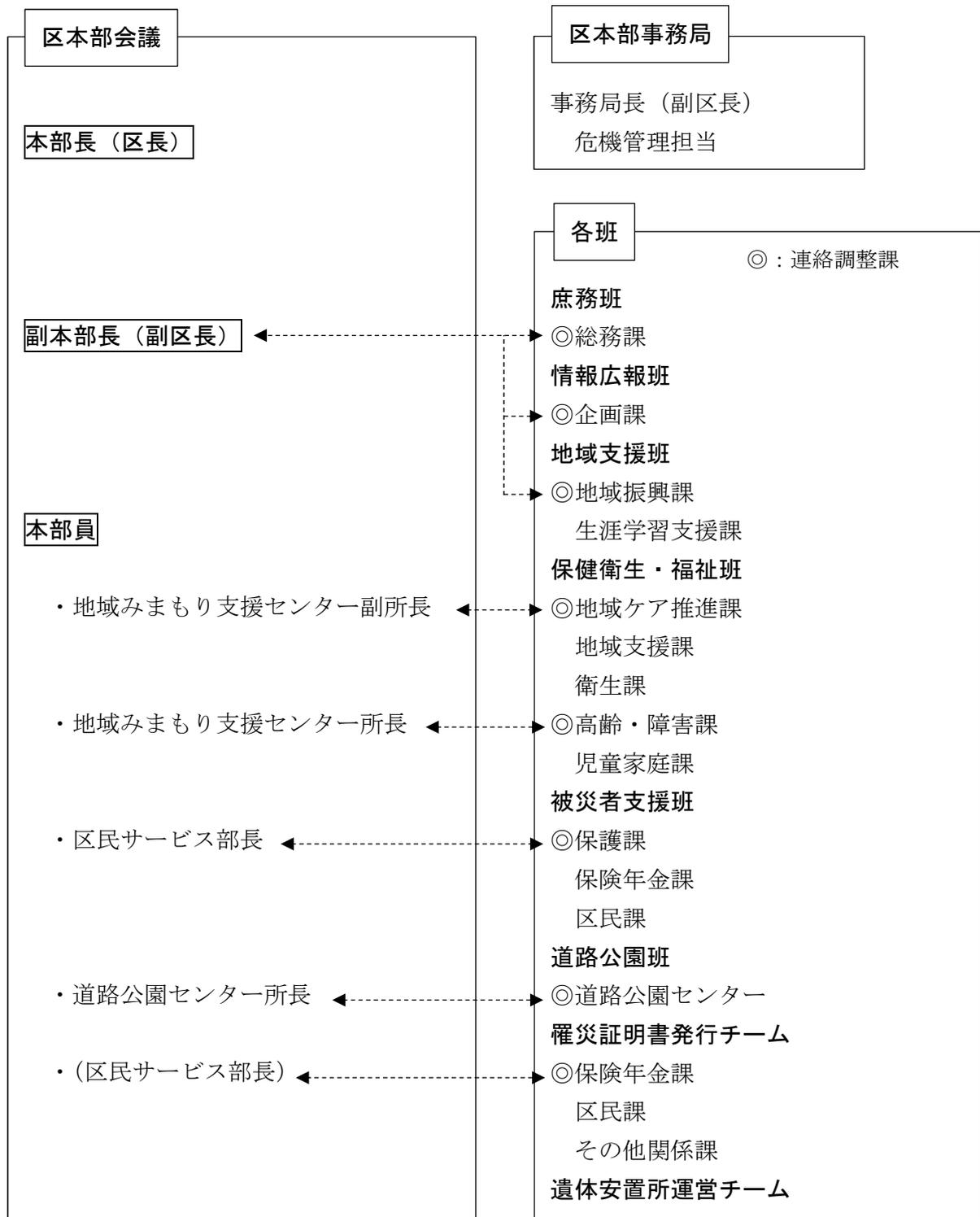
区本部要員…………… 各区役所において区本部及び同事務局を構成する職員。
（参集場所は区本部）

業務継続要員…………… 区役所の各職場において、業務継続計画（震災対策編）に基づく非常時優先業務の遂行を担う職員。（参集場所は各所属）

避難所運営要員… 各避難所において住民や教職員と共に避難所運営に当たる職員。（参集場所は指定された避難所）

被災者支援班…………… 区本部の指示に基づき、避難所支援等を行う職員。
（参集場所は区役所）

イ 区本部体制



※本部長不在時は、副本部長が代理する。

※副本部長不在時は、①区民サービス部長 ②危機管理担当課長 ③総務課長の順で代理する。

※ ◀--- は情報の流れ

※各班連絡員は連絡調整課課長とする。（道路公園センターにおいては整備課長）

ウ 地震災害時の区本部の配備体制及び基準

基 準	配 備 区 分	参 集
川崎市内で震度 5 弱の地震があった時	区本部要員、区業務継続要員、応急対策要員及び避難所運営要員	指示による参集
川崎市内で震度 5 強の地震があった時	区連絡員	自動参集
	区本部要員、区業務継続要員、応急対策要員及び避難所運営要員	指示による参集
川崎市内で震度 6 弱以上の地震があった時	全職員	自動参集
東海地震注意情報発表時	区本部要員	自動参集
東海地震予知情報発表時 東海地震警戒宣言発令時	区本部要員及び区業務継続要員	自動参集

※区連絡員…… 市本部からの緊急連絡等を受けて、その分掌事務を遂行するための連絡活動を実施します。(原則、災害時に直ちに参集可能な区役所職員 3 名。参集場所は区役所)

※「市内で震度〇〇の地震があった時」とは、市内観測所の 1 箇所以上で当該震度を計測した時をいいます。なお、道路公園センターは、震度 5 弱及び 5 強の地震が発生したとき、重大な橋梁被害の有無、道路および沿道状況の点検のため、所要の人員を自動参集としています。

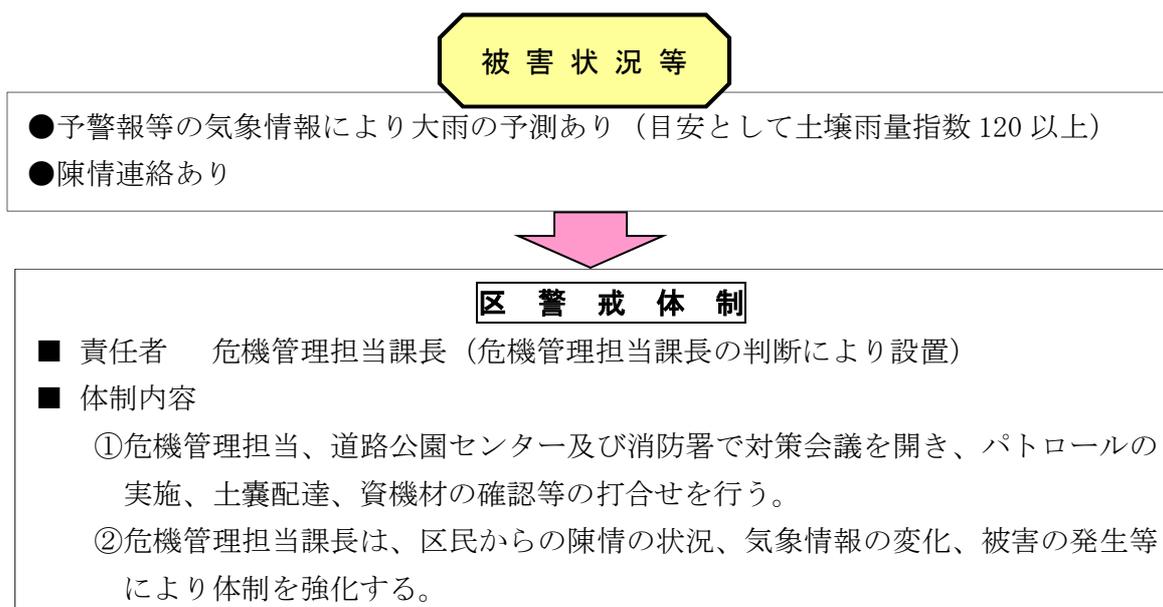
【閉庁時の対応】

※初動対応職員… 夜間・休日に災害が発生した場合、区本部要員が麻生区近隣居住者とは限らないため、参集に時間を要し、区本部設置の遅れや、初動期の情報収集や連絡体制の確保が妨げられる恐れがあります。そこで、区では 1 時間 30 分以内に参集できる麻生区役所職員及び 30 分以内に参集できる他局職員を初動対応職員と位置づけ、区本部が設置されるまでの間の初期体制の整備、情報収集及び伝達を行います。

エ 台風・風水害、大雪時の配備体制

動員発令の目安		区本部における動員対象
1号	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報（浸水害）、洪水警報が発表、又は横浜地方気象台が発表を見込んでいる場合 ・水防警報が発表 	連絡員 道路公園班
2号	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報（土砂災害）が発表、又は横浜地方気象台が発表を見込んでいる場合 ・台風接近時は大雨注意報が発表 	上記の増強
3号	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等避難、又は避難指示を発令した場合、又は自主避難を呼びかける場合 	上記の増強に加え、区役所避難所管理要員
4号	<ul style="list-style-type: none"> ・台風又は集中豪雨等により、複数の区に渡って甚大な被害が発生し、又は発生するおそれ大きい場合 	上記の増強に加え、 ■警戒本部、災害対策本部設置時 区長、副区長、区本部会議構成員
5号	<ul style="list-style-type: none"> ・市内全域に被害が発生している場合 	全職員

オ 土砂災害時の区本部の配備体制及び基準



被害状況等

- 避難の実施
- 小規模被害多発
- 陳情多数あり

区警戒本部体制

- 責任者 副区長（市警戒本部長からの指示又は副区長の判断により設置）
- 体制内容
副区長は、小規模被害が多数発生し避難する必要が生じ始めた場合は、区警戒本部を設置し、必要な班体制を整備する。動員体制は、原則として動員1号～2号配備体制

被害状況等

- 床上浸水多数発生
- 死傷者発生
- 家屋全半壊
- 河川の氾濫

区本部体制

- 責任者 区長（市本部長からの指示又は区長の判断により設置）
- 体制内容
区長は、重大な被害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、区本部を設置し、必要な体制を整備する。動員体制は、原則として動員3号～5号配備体制

(2) 防災関係機関との連携

区は、区内における防災関係機関等との連携の強化を推進し、区内の災害予防及び災害応急対策に努めます（麻生区に関連する機関名を記載しています）。

ア 県警察（麻生警察署）

イ 指定(地方)公共機関等

- ・麻生郵便局（災害時における救助物資、その他の郵便料免除）
 - ・東日本電信電話株式会社（重要通信の確保、避難所等への臨時公衆電話設置、災害用伝言ダイヤル「171」の運用）
 - ・日本赤十字社（医療救護班の派遣、義援金の受付と配分ほか）
 - ・東京電力パワーグリッド株式会社（災害時における電力供給の確保、被災施設の調査・復旧）
 - ・東京ガス株式会社（ガス漏えいの防止、臨時供給の実施、被災施設の復旧）
 - ・小田急電鉄株式会社
 - ・東急バス株式会社
 - ・小田急バス株式会社
- （災害時の応急輸送対策、旅客の避難及び誘導）

- ・ 社団法人神奈川県トラック協会（物資の輸送確保、応急輸送対策）

ウ 公共的団体及び機関

- ・ 社団法人川崎建設業協会（道路河川等応急対策、復旧用資機材・人材確保）
- ・ 京王電鉄株式会社（災害時の応急輸送対策、旅客の避難及び誘導）
- ・ 社団法人川崎市医師会
- ・ 社団法人川崎市歯科医師会
- ・ 社団法人川崎市薬剤師会
- ・ 神奈川県エルピーガス協会（燃料の確保に関する協力）

}（各医療救護班による応急医療対策）

エ 住民組織

- ・ 自主防災組織、町内会・自治会

オ 麻生区災害対策連絡協議会

(3) 自主防災組織

区民は、地域のことは地域で守るという共助の考えに基づき自主防災組織を結成し、日常から区民一人ひとりの意識の高揚と知識の向上を図ること、また地域の連携により迅速、的確な防災活動を行うことを目的に、地域の実情に合った活動を行います。

麻生区においては主に各町会・自治会単位に 133 団体の自主防災組織（避難所別自主防災組織名簿参照）が結成され、各種活動を行っています。 <資料 2 >

(4) その他の組織の活用

ア 事業所・企業市民（企業の経営者とそこで働く人々）

区内に事業所を設置している企業自らが、立地する地域の安全確保に努めることは企業市民としての責務であり、事業所の自衛消防組織等の育成に努めるほか、平常時から積極的に自主防災組織や地域住民等との連携を図り、周辺地域の被害を軽減するため、地域総ぐるみの共助体制の確立を図るものとします。

なお、事業所・企業市民も地域の一員であり、平常時から地域活動を通じて地域との交流を深めるとともに、災害が発生した直後には、可能な範囲内で防災活動に協力し、被害の軽減や地域生活の早期復旧に努めていただく必要があることから、市は、平成 22 年 2 月 1 日に川崎市防災協力事業所登録制度を開始し、地域の防災活動に御協力いただける事業所を市のホームページなどで公表しています。麻生区には 32 事業所（令和 4 年 4 月 1 日現在）の登録があります。 <資料 3 >

イ 大学・高校学校等（教職員・学生）

区内に校舎等を設置している大学・高校等は、平常時から積極的に自主防災組織、地域住民等との連携を図り、周辺地域の被害を軽減するため、地域総ぐるみの共助体制の確立を図るものとします。

区内では、県立麻生高等学校との間で災害時の活動拠点としての施設使用に関する協定を、学校法人桐光学園及び県立麻生総合高等学校との間で災害時の一時避難場所としての施設使用に関する協定を、学校法人神奈川映像学園との間で日本映画大学白山キャンパスの施設やグラウンド等を避難所として使用することに関する協定を市において締結しています。

2 地域防災拠点の活用

(1) 地域防災拠点

地域防災拠点とは、避難者受入機能のほか、物資備蓄機能、応急医療救護機能、情報収集伝達機能を有する施設であり、市立中学校を位置付けています。

市では、麻生区内の地域防災拠点と拠点に属する避難所を次のとおり指定しています。

区内における地域防災拠点の一覧

	地域防災拠点	所在地	拠点に属する避難所
1	西生田中学校	高石 3-25-1	西生田小・百合丘小
2	金程中学校	金程 3-16-1	金程小・千代ヶ丘小
3	長沢中学校	東百合丘 4-12-1	長沢小
4	麻生中学校	上麻生 4-39-1	南百合丘小・麻生小
5	柿生中学校	上麻生 6-40-1	東柿生小・岡上小
6	王禅寺中央中学校	王禅寺東 4-14-2	王禅寺中央小・虹ヶ丘小・旧白山中・真福寺小・日本映画大学白山キャンパス
7	白鳥中学校	白鳥 1-5-1	柿生小・片平小・栗木台小
8	はるひ野中学校	はるひ野 4-8-1	はるひ野小・中

(2) 地域防災拠点の機能

地域防災拠点における機能は、次のとおりです。

ア 避難者受入機能

高齢者等避難、避難指示の対象者や、地震被害による家屋の倒壊、焼失等の被害を受けた者又は被害を受ける恐れのある者が避難するところです。避難者を保護し、生活機能が確保できる場所となります。

イ 物資備蓄機能

市は、市民の日頃からの家庭内備蓄の推進や流通在庫備蓄、救援物資等の考え方を踏まえ、自助・共助を基本としつつ、市民・企業・行政が一体となって備蓄を推進するため、「川崎市備蓄計画」を策定しています。

ウ 応急医療救護機能

災害の規模や傷病者の発生状況、被災状況等に応じて医療救護所を設置します。

エ 情報収集伝達機能

各避難所に参集する地域要員は、地域の災害情報を収集・整理し、各地域防災拠点で集約し、区本部へ伝達します。

3 避難施設

災害時には、建物倒壊、火災、がけ崩れ等により、避難を要する地域が発生することが予想されます。また、住居が喪失するなど、引き続き支援を必要とする区民については、避難所を開設し受入保護する必要があります。避難に必要な措置と避難所の管理運営等については以下のとおりです。

(1) 広域避難場所

震災及びその二次災害により、広域にわたって大きな被害が予測される場合に被害から逃れるための必要な面積を有する場所です。麻生区内の広域避難場所は、王禅寺ふるさと公園（王禅寺 528-1）の1箇所です。

(2) 避難所

ア 指定緊急避難場所

市は、災害対策基本法に基づき、住民等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設（又は場所）として、災害種別ごとに市立小中学校、高等学校等を指定緊急避難場所として指定します。

イ 指定避難所

市は、災害対策基本法に基づき、被災した住民等が一定期間滞在する場として、市立小中学校、高等学校等を指定避難所として指定します。

<資料4>

(3) 一時避難場所

区民が震災（建物の倒壊、火災の延焼拡大、危険物の流出・漏えい等）から身の安全を守るため、一時的に避難する場所（公園、空地等）です。

(4) 避難所補完施設

区は、住民が容易に避難できるよう地域の実情に応じて、公共施設、町内会館等の民間施設から避難所を補完する施設を確保し、災害時の補完施設として一時的に使用します（備蓄物資等の保管はありません。）。

また、区は災害時において、あらかじめ指定された避難所だけでは避難者の受入れが困難と認めた場合において、その周辺の公共施設、公園等の安全性を確認

したうえで避難所補完施設の利用を図ります。＜資料5＞

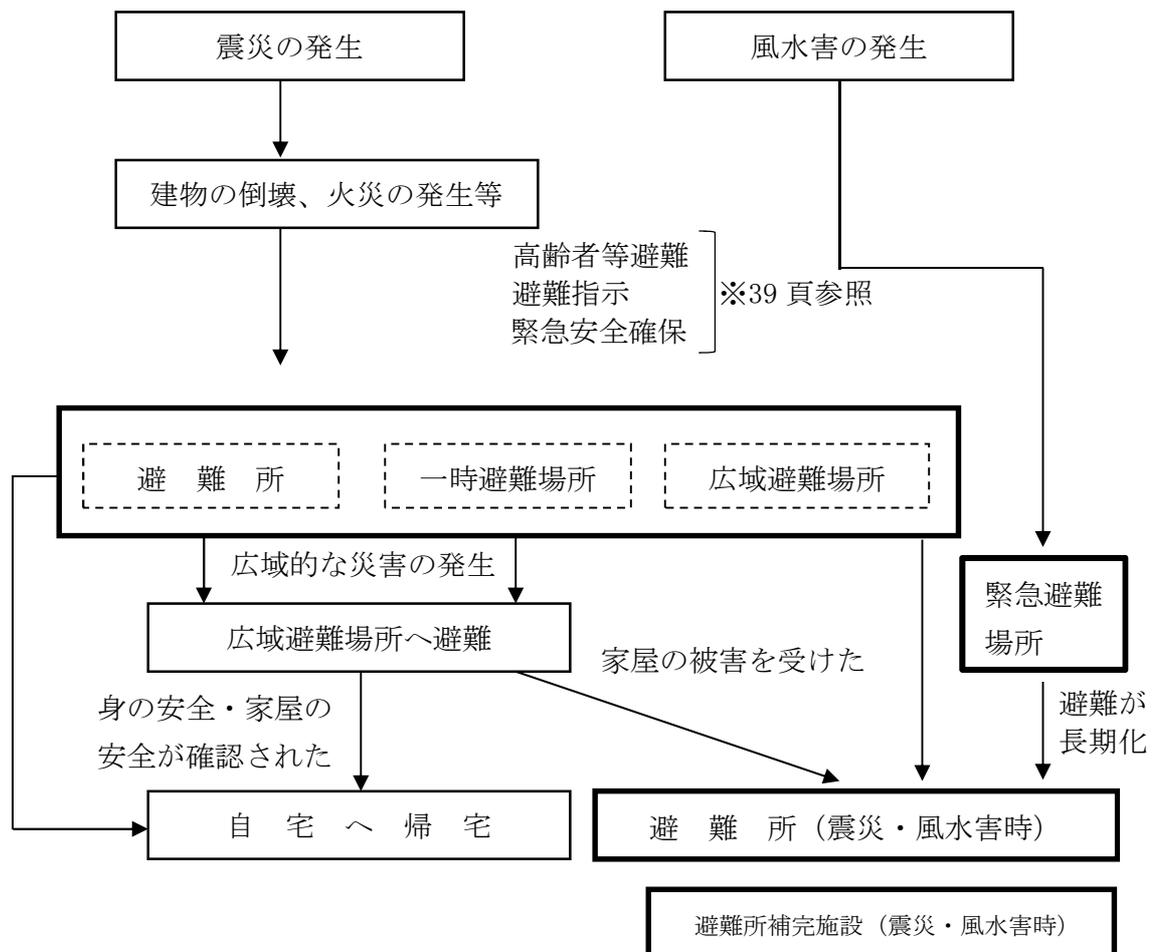
(5) 要配慮者の避難施設（二次避難所）の確保

区は、避難所では生活が困難な要配慮者の避難施設として、市内社会福祉施設等の利用を図るものとします。なお、要配慮者を介護者とともに社会福祉施設等へ二次避難させる場合は、その施設管理者にその旨を報告するとともに、その対応については関係局長との連絡調整にあたるものとします。

市は、関係部署の役割分担や二次避難所となる施設等との開設要請の手順など、平常時及び災害時の時系列的な取り組み等を整理した「二次避難所（福祉避難所）開設・運営（基本）マニュアル」を作成しています。

被災者の受入れ

災害により住居等を喪失するなど、継続して支援を必要とする被災者を次により受入れます。



(6) 避難施設の充実・強化

ア 耐震強化・補強工事

市は、避難所である市立小中学校の耐震調査を行い、対策が必要な学校について耐震補強工事を実施しました。併せて体育館のガラスの飛散防止措置を行いました。

イ 防災行政無線と屋外受信機

市は、避難所と区本部との情報受伝達手段として、デジタル系防災行政無線を整備しています。また、地域防災拠点及び避難所に避難してきた区民に対して災害情報を伝達するため、屋外受信機を整備しています。麻生区内には 43 箇所を設置されています（令和 4 年 4 月 1 日現在）。

ウ 川崎市総合防災システムの導入

被害状況や災害関連情報を迅速に集約し、市と防災関係機関等の間や、区本部と避難所との間で適切な情報共有を図るため、総合防災情報システムを導入しています。

エ 災害時優先電話の整備

市は、避難所から関係機関等への連絡を円滑に行うため、災害時優先電話を整備しています。

オ 特設公衆電話の整備

市は、避難所において、避難者が無料で使用でき、通信規制時においても繋がりがやすい災害時優先電話である特設公衆電話を、避難所開設に合わせ迅速に利用が可能となるよう、事前に電話回線と必要な機器を整備しています。

カ 浄水装置の導入

伝染病・感染症予防等の衛生管理や、風呂・シャワー等の生活用水に利用するため、水道管が未耐震化の避難所や付近に応急給水拠点のない避難所に、プールの水の浄水装置を導入しています。

(7) 避難路の確認

区は、防災マップや「備える。かわさき」等を配布するなどし、避難所等を区民へ周知します。区民は、速やかに、安全に避難所へ行くことができるように、日頃から避難路（避難ルート）を確認するようにしてください。

4 緊急輸送体制

災害応急対策活動に必要な人員及び物資並びに被災者の緊急輸送を行うため、県及び市は、輸送体制を整備し、搬送等を速やかに実施します。区民は、輸送の障害となる状況をつくりださないように協力する必要があります。

(1) 緊急交通路

県公安委員会は、災害対策基本法第 76 条第 1 項に基づき、震災時に被災者の

避難や救急活動、消火活動等に使用される緊急車両のみの通行に限定される緊急交通路を指定します。

- ・区内の緊急交通路線とその区間 <資料6>

(2) 緊急輸送道路

市は、震災時に被災者が必要とする医薬品・食料・飲料水等の緊急物資の搬送を速やかに実施するために、関係自治体と協議のうえ緊急輸送道路を指定しています。

ア 第1次緊急輸送路線

規模の大きい幹線道路や一般国道からなる広域ネットワークの重要路線で、他の道路に先駆けて優先的に通行を確保する路線です。区内の該当路線及び区間は次のとおりです。

- ・区内の第1次緊急輸送路線及び区間 <資料6>

イ 第2次緊急輸送路線

第1次緊急輸送路線を補完し、地域内での災害救助活動等に使用する路線です。

区内の該当路線及び区間は次のとおりです。

- ・区内の第2次緊急輸送路線及び区間 <資料6>

(3) 緊急通行車両の申請

災害対策により交通規制が実施された場合、緊急交通路は緊急通行車両以外の車両の通行が禁止又は制限されます。そのため区は、自らの所有する車両のうち緊急交通車両として使用する車両を、県公安委員会に対して事前に届出申請を行っています。

(4) ヘリコプターの離着陸場及び調整

市は、災害応急活動に必要な人員及び物資の受入れや重傷者等の搬送を行うため、ヘリコプターの臨時離着陸場を整備しています。ヘリコプターの調整及び離着陸場での誘導は消防局航空隊が統括し、必要により各輸送実施機関の支援を受けて行います。

- ・臨時離着陸場一覧 <資料6>

5 災害に強い地域づくり

災害による被害を最小限に抑え、被害の拡大を防止するためには、区民の防災知識の向上及びその知識に基づく行動が重要であることから、そのための防災知識の普及活動及び防災訓練の実施等により、地域防災力の向上を図ります。

(1) 区民啓発

区は、子供から大人までのあらゆる年齢層の区民に対して防災知識の普及を目指し、防災意識の向上を図ります。

ア 啓発の方法

- (ア) 市民地震防災デー（毎月 15 日）による啓発
- (イ) 市政だより、防災啓発冊子「備える。かわさき」、パンフレット、ハザードマップ等による広報・啓発
- (ウ) 防災講演会、ぼうさい出前講座による啓発
- (エ) 各種イベント及び区防災コーナーの活用
- (オ) ホームページでの啓発
- (カ) 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアの活用
- (キ) 防災訓練や災害図上訓練の実施
- (ク) 防災関係図書等の貸出（ぼうさいライブラリー）

イ 啓発内容

- (ア) 地震及び風水害に関する基礎知識
- (イ) 災害時にとるべき行動
- (ウ) 災害に対する日常の備えと心構え
- (エ) 緊急地震速報発表時にとるべき行動
- (オ) 企業の防災対策
- (カ) 企業と地域住民との連携
- (キ) 市及び防災関係機関等の防災対策
- (ク) 避難所の周知
- (ケ) 各種ハザードマップによる危険区域等の周知
- (コ) 自主防災組織、避難所運営会議、防災ネットワークについて
- (サ) 災害時要援護者避難支援に関する知識
- (シ) 災害に関する情報の入手方法
- (ス) 東日本大震災等の過去の災害からの教訓や事例等
- (セ) その他必要な事項

なお、市は、外国人市民の方々に対して防災知識の普及・啓発を行い、防災行動力の向上を図るため、6 か国語（英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・タガログ語）の防災関係情報をホームページに掲載し、周知を行っています。

(2) 自主防災組織等の育成

災害時の被害を最小限に食い止めるためには、各家庭での日頃からの災害に対する備えに加え、地域ぐるみの防災活動が重要です。そのため、町会・自治会単位やマンション単位の地域住民により結成された自主防災組織が迅速かつ的確な防災活動を行えるように、区は、自主防災組織の育成・指導に努めると

ともに、自主防災組織を中心とした地域コミュニティづくりを推進します。

なお、地域防災活動においては男女のニーズの違いなど男女双方の視点への配慮が必要なことから、自主防災組織における女性の参画を推進するものとします。

ア 自主防災組織の活動

(ア) 自主防災組織の基本的活動

(平常時)

- ・地域住民への防災知識・技能の普及
- ・地域実態の把握
- ・防災訓練の実施
- ・防災資器材等の備蓄
- ・協働による自主防災組織の活性化

(災害時)

- ・災害応急活動に関する情報の収集及び伝達
- ・避難所誘導活動
- ・救出・救護活動
- ・初期消火活動
- ・災害時要援護者の支援
- ・避難所運営

(イ) 他の防災関係機関との連携

イ 自主防災組織の活性化への支援

(ア) 区自主防災組織連絡協議会の育成・支援

区は、区内防災活動の一体化・統一性を図る軸となる区自主防災組織連絡協議会を育成・支援し、自主防災組織の活性化を図ります。

(イ) 自主防災組織リーダー等養成研修

市は、区と連携して、自主防災組織の核となるリーダーを対象に研修会を開催し、自主防災組織の充実・強化を図ります。

(ウ) 防災資器材の備蓄

市は、防災資器材の備蓄場所を確保できない自主防災組織に対して、可能な限り備蓄場所の確保に協力します。

(エ) 防災資器材購入への補助

市は、自主防災組織の防災資器材の購入に対する補助制度の活用を推進し、地域防災力の向上を図ります。

(オ) 地域防災活動への助成

市は、各自主防災組織の活動（防災訓練、広報、研修等）に対する助成制度の活用を推進し、地域防災体制の充実を図ります。

(3) 防災ネットワークづくりの推進

区は、中学校の学区を基に、地域防災拠点（市立中学校）を中心として、地域防災拠点区域内の避難所が属する防災ネットワークづくりを推進しています。

防災ネットワークは、地域に密着した防災体制づくりを推進するため、各避難所運営会議から選出された代表者で構成する防災ネットワーク連絡会議を設置し、平常時から各避難所運営会議の活動についての協議・情報交換を行い、災害時には各避難所運営の協議・情報交換・備蓄物資の配分調整等を行います。

【防災ネットワーク一覧】

防災ネットワーク 連絡会議	避難所	防災ネットワーク 連絡会議	避難所
西生田中学校区	西生田中学校	王禅寺中央中学校区	王禅寺中央中学校
	西生田小学校		王禅寺中央小学校
	百合丘小学校		虹ヶ丘小学校
金程中学校区	金程中学校		旧白山中学校
	金程小学校		真福寺小学校
	千代ヶ丘小学校		日本映画大学白山キャンパス
長沢中学校区	長沢中学校	白鳥中学校区	白鳥中学校
	長沢小学校		柿生小学校
麻生中学校区	麻生中学校		片平小学校
	南百合丘小学校		栗木台小学校
	麻生小学校	はるひ野中学校区	はるひ野小・中学校
柿生中学校区	柿生中学校		
	東柿生小学校		
	岡上小学校		

(4) 防災訓練の実施

区民、区内事業所（企業市民）、区、防災関係機関等は、災害時に的確な災害応急活動を行うため、平常時から相互に連携した防災訓練を実施します。

ア 市総合防災訓練（九都県市、相互援助協定市、防災関係機関及び地域住民）

9月1日の「防災の日」を含む「防災週間」（8月30日～9月5日）を考慮した適切な日に市内全域を対象とした、九都県市、相互援助協定市、防災関係機関及び地域住民、企業等が一体となって行う、震災対策を中心とした総合的な防災訓練を、原則市内7区の順番により実施します。

イ 区総合防災訓練

多様な主体の連携による、区民に対する自助の普及・啓発・促進、共助の啓発・強化、自助・共助と公助の連携強化を目的に、年に複数回区総合防災訓練

を実施します。

ウ 区、防災関係機関、自主防災組織等の訓練

(ア) 区の訓練

区本部設置訓練、情報受伝達訓練、避難所開設・運営訓練等を実施します。

第1章2麻生区の概要(1)自然的条件に記載のとおり、本区は丘陵地が多く分布し、急傾斜地が多いことから、台風、大雨等による土砂災害に対する緊急避難場所を通常21箇所を開設しており、市南部の地域に比べて多くの緊急避難場所を開設・運営する必要があります。このため麻生区では、緊急避難場所における施設管理者との顔合わせ・打合せ、備蓄倉庫内の備蓄品の確認等を行う現地研修を含む「風水害時の緊急避難場所開設・運営研修」を毎年実施し、出水期における災害に備えています。

(イ) 区と防災関係機関が連携した訓練

災害発生時に各々の所管業務が迅速かつ的確に実施できるよう、各種防災計画や、「麻生区災害時初動対応マニュアル」、「麻生区初動対策職員対応アクションカード」等のマニュアルに基づいた訓練を実施します。

(ロ) 自主防災組織の訓練

「自分の身は自分で守る（自助）」、「地域で助け合う（共助（互助）」という防災の基本に即した、かつ、災害時要援護者の支援に配慮した訓練の実施を支援します。

(ハ) 事業所等の訓練

顧客、従業員等の安全確保及び設備等の防護措置に重点を置いた訓練の実施を促進します。

エ 訓練の検証

市及び防災関係機関等は、各種訓練の実施結果を踏まえて、地域防災計画や各機関等で作成する個別防災計画及び各種マニュアル等を検証するとともに、必要に応じて体制等を改善し、防災力の向上を図ります。

(5) 避難所運営会議

災害時には、避難所ごとに管理運営を行う必要が生じるため、自主防災組織を中心に施設管理者、地元ボランティア等で避難所運営会議を構成します。また、運営を的確に行うために、毎年1回以上会議を開催して避難所運営マニュアルの点検、更新等を行うほか、避難所開設・運営等に関する訓練を行っています。

(6) 家庭における災害対策

区は、「備える。かわさき」等の防災冊子を活用して、区民への啓発をしています。

ア 家庭内備蓄等

災害が発生した場合、家屋の倒壊や火災による焼失等により生活に支障を

きたすことが想定されます。食糧等は各避難所にも備蓄されていますが、それだけでは限りがあり、救援物資を被災者に配布するのにも数日かかることが予想されます。そのため、区民は、日頃から災害時に備えて家庭内備蓄や非常持出品の準備をしておく必要があります。

(ア) 最低3日分以上（安心のため7日分以上）の備蓄品

【備蓄食料に適したもの】

- ・日常生活にも使え、なおかつ長期的保存に耐えられるもの
- ・調理に手間のかからないもの
- ・持ち運びに便利なもの
- ・必要最小限のエネルギーや栄養素が確保できるもの

例) 飲料水(一人一日3ℓ)、保存食品(パックスの御飯、乾麺、カップラーメン、缶詰等)、乳幼児の粉ミルク・離乳食 等

【備蓄すべき生活用品】

- ・カセットコンロ、簡易トイレ（汚物処理袋）等

(イ) 非常持出品

ラジオ、懐中電灯、貴重品、医薬品、雨具、防寒具、備蓄食料等、季節や家族の構成を考えて、必要に応じた物を用意します。

イ 建物等の安全対策

(ア) 家具の転倒及び落下防止対策

日頃から家具類の配置に気をつけ転倒防止措置を施すことによって、家の中の安全な空間を確保しておき、落ちると危険な物は、家具の上などの高い場所には置かないようにします。

(イ) 家屋周辺（ブロック塀の点検、排水溝の日常的な清掃等）の対策

ブロック塀は、ひび割れ等の点検を行い、危険な箇所の修理・補強を行います。また、集中豪雨時に排水が速やかに行われるよう、自宅周辺の側溝に泥やごみが詰まっていないか日常的に点検を行います。

(ウ) 家族防災会議の推奨

災害の発生に備え、日頃から家族で避難場所や実際の避難経路、被災した時の連絡方法等を確認するとともに、地域における役割分担等について話し合うことで、家族の安全と地域の防災力向上につながっていきます。

(エ) 高層集合住宅（マンション）の防災対策

高層集合住宅は、一般的に耐火性や耐震性に優れ、大地震においても比較的 안전と考えられていますが、高層階ほど揺れ幅が大きく、また長時間揺れるなどの傾向があり、玄関やドアが開閉できなくなる、窓ガラスが破損する、エレベーターが止まってしまうなどの被害が出るのが予想されるため、日頃から対策を話し合っておくことが必要です。

なお、市では、高層集合住宅の高層階にお住まいの方々が容易に備蓄品を利用できる「防災備蓄スペース」の設置や、常用の電源が復旧するまでの

間、低層階に避難した居住者が共同で使用する「防災対応トイレ」の設置を推進するため、平成 24 年 3 月 30 日に、「川崎市高層集合住宅の震災対策に関する施設整備要綱」を制定、令和 3 年 4 月 1 日に改正しています。

(7) 企業・事業所における予防対策

災害発生時には、施設や設備等の被災により、企業活動が停止する可能性があります。企業・事業者は、二次災害が発生したりしないよう、自らの責任と負担において、事業所の危険箇所を把握するとともに、安全対策を実施するなど、あらかじめ各種災害に対処する防災体制を充実させる必要があります。

ア 企業・事業所にできること

- (ア) 人的被害・直接経済被害の減少
耐震化の推進、企業内備蓄、防災環境の整備等
- (イ) 被害軽減を促進する防災力の向上
地域における防災環境の整備、市民、行政との連携強化、防災意識の醸成
- (ウ) 震災からの回復力の向上
初動期の混乱防止、医療救護体制の整備、避難体制の推進、災害時要援護対策の推進、生活安定対策の推進
- (エ) 地域住民等との連携
地域社会の一員として、地域住民や市等と協力相互連携した災害応急活動や日頃からの訓練の実施

イ 減災に向けた取組例

- (ア) 備品及びOA機器などの転倒・落下防止
- (イ) ガラスの飛散防止
- (ウ) 停電時等の対策（非常用電源装置、照明器具など）
- (エ) 非常用食料や飲料水の備蓄（3日分以上を目安に）
- (オ) 災害発生時の対応マニュアルやBCP（事業継続計画）の策定
- (カ) 従業員やその家族との連絡方法を事前に決めておく
- (キ) 避難した場所ごとの行動
- (ク) 震災のレベルに応じた対策の検討

(8) 麻生区災害対策連絡協議会の設置

区計画に基づき、区における防災に関する情報共有を図り、課題解決に向けて協議・検討を行う「麻生区災害対策連絡協議会」を平成 25 年 1 月に設置しました。

なお、協議会には加入組織が専門分野ごとに所属する次の 4 部会を設置し、部会ごとにテーマを設けて協議、検討を進めてまいります。＜資料 7＞

ア 地域支援部会

- (ア) 防災組織間の協力・連携体制の構築
- (イ) 区独自の避難所備蓄物品の選定

イ 帰宅困難者等支援部会

- (ア) 情報共有体制及び連絡体制の構築
- (イ) 帰宅困難者対策訓練の検討・実施

ウ 災害時医療・救急部会

- (ア) 災害時保健医療に関する区内体制の充実のための検討
- (イ) 災害時の状況に応じた保健医療活動訓練の実施

エ 道路・建設・ライフライン部会

- (ア) 情報共有体制及び連絡体制の構築
- (イ) 情報共有・連絡訓練の検討・実施

(9) 物資の備蓄

指定避難所の一時的余裕教室、校庭等を利用して、備蓄倉庫を整備又は設置し、食料・飲料水、生活必需品、資器材、災害用トイレ等を備蓄します。

6 災害に強い街づくり

(1) 建築物の耐震・不燃化の促進

ア 一般建築物（木造住宅・分譲マンション）

市は、各種補助、融資等の支援制度について、パンフレット等を利用し区民に周知することに努めます。また、区民が制度を活用しやすくすることにより、木造住宅及び分譲マンションの耐震・耐火を促進します。

住宅及び特定建築物（多数の者が利用する建築物、建築物危険物の貯蔵・処理を行う建築物、地震によって倒壊した場合、道路を塞ぐ恐れのある建築物）の耐震性を高めるため、次のような制度を活用することにより、市民の生命、身体及び財産の保護を図ります。

- (ア) 川崎市木造住宅耐震診断士派遣制度
- (イ) 川崎市木造住宅耐震改修助成制度
- (ウ) 川崎市マンション耐震診断事業助成制度
- (エ) 川崎市マンション耐震改修等事業助成制度
- (オ) 川崎市特定建築物等耐震改修等事業助成制度
- (カ) 耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成制度

イ 公共建築物

区役所をはじめ各施設の管理者は、災害時において拠点となる施設の震災対策として、施設の耐震診断を行い、耐震補強工事を実施し、総合的な安全対策を講じます。

(2) 上下水道施設の安全対策

ア 上水道施設

水道事業は、市民生活に欠くことができない重要な社会公共事業であることから、水道施設の安全性強化のための具体策を検討し、施設の破損により給水に重大な影響を与えるもの、二次災害のおそれのあるものなどを重点に施設の改良・整備を行うなど、被害を最小限に止めるための諸施策を実施します。

(ア) 取水・導水施設の安定した継続体制の確保

(イ) 浄水施設の保全

(ウ) 送水・排水施設及び給水装置の整備

(エ) 応急給水・応急復旧体制の確立

- ・災害時に半径約 750m で市民が水を確保できるよう、区内 36 箇所（令和 4 年 11 月 18 日現在）の応急給水拠点の整備等

- ・供給ルートの耐震化が完了した避難所等への開設不要型応急給水拠点の整備

イ 下水道施設

下水道は、都市における雨水及び汚水を排除するための基幹的な施設であることから、災害に備えて下水道施設の防災対策の推進を図ります。

特に、都市化の進展による雨水流失量の増大や集中豪雨により下水道整備済みの区域においても浸水被害が発生していることから、浸水頻度の高い区域等については、浸水状況を考慮して、雨水整備を進めていきます。

(ア) 下水管きよの整備

(イ) ポンプ場、水処理センターの機能向上

(ウ) 応急復旧体制の確立

また、内水氾濫時の避難等に活用されることを目的とし、想定し得る最大規模の降雨において想定される浸水区域や浸水の深さなどの浸水情報と、浸水時の避難方法等に係る情報を市民にわかりやすく提供するため、内水ハザードマップを作成しています。

(3) 廃棄物処理関連施設の安全対策

ごみ焼却処理施設をはじめとする廃棄物処理関連施設は都市の基幹的施設であることから、震災により機能が停滞しないように施設の耐震性や安全性の強化を図る必要があります。

ア 耐震性の確保

ごみ焼却処理施設の構造体や重要な建築設備に加え、焼却炉やボイラー、タービン発電機、復水器、排ガス処理設備等のごみ焼却処理施設の根幹をなす重要なプラント機器についても、可能な限り耐震性を高め、震災後に大規模な補修をすることなく施設を使用できるよう努めます。

ごみ焼却処理施設以外の廃棄物処理関連施設についても、官庁施設の総合耐

震計画基準や建築基準法の基準等を勘案して耐震性を確保します。

イ 震災後の機能確保に向けた取組み

定期的な点検等により、建築物の構造体やプラント設備等の損傷や支障の有無を確認し、支障等が認められた場合には、必要に応じて精密な調査及び保守、補修等の措置を講じて、機能の確保を図ります。

また、補修に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集車両等を常時整備して災害時にも対応できるよう備えます。

ウ 廃棄物処理関連施設建設時の災害対策

特にごみ焼却処理施設の建設時には、商用電源を確保できない場合でも焼却炉立上げを可能とするための始動用電源や燃料保管設備等の配備、薬剤等の備蓄を行うなど、災害対策を講じるよう努めます。

(4) 倒壊・落下物防止等

建築物の窓ガラス、外壁、ブロック塀の倒壊や屋外広告物の落下は人命を危険にさらすだけでなく、避難・消防・救援活動に大きな障害となるため、市は、危険箇所・危険物に対して改善指導を行うなど耐震性を向上させる施策を実施します。

(5) 河川等の整備

市は、市内を流れる多摩川と鶴見川水系の河川について、風水害に備え、国土交通省京浜河川事務所及び神奈川県川崎治水センターと共に、河川の整備を計画的に行います。

また、浸水想定区域ごとに、洪水予報や避難場所、その他迅速な避難の確保を図るため、多摩川・鶴見川洪水ハザードマップを作成しています。

(6) がけ崩れの防止等

傾斜度が30度以上で高さが5m以上の急傾斜地でがけ崩れが発生する恐れのある区域に対し、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（通称：土砂災害防止法）」や「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、県知事は、市長の意見を聴いて、土砂災害警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域として指定し、市とともに土砂災害の防止に努めます。

ア 土砂災害警戒区域（土砂災害防止法施行令 第二条）

（ア） 土砂災害警戒区域の指定基準

- ・ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域 かつ
- ・ 急傾斜地の先端から水平距離が10m以内の区域 かつ
- ・ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍以内の区域（最大50m）

※令和4年6月28日時点で、麻生区内304箇所が県から指定されています。今後の開発状況等により、指定箇所数は増減します。

(イ) 土砂災害警戒区域への対策

土砂災害に関する情報収集・伝達を行い、円滑な避難が行われるよう地域の方と協働して避難体制の整備を図ります。また、対象区域について土砂災害ハザードマップを活用し、土砂災害の情報や避難について周知しています。

イ 土砂災害特別警戒区域の指定（土砂災害防止施行令 第三条）

土砂災害警戒区域のうち、土石の移動又は堆積により、建築物に作用する大きさが、通常の建築物が土石の移動又は堆積に対し、住民の生命又は身体に著しい危害を生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域が指定されます。

※令和4年6月28日時点で、麻生区内234箇所が県から指定されています。今後の開発状況等により、指定箇所数は増減します。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の高さが5m以上のもので、急傾斜地の崩壊により危険が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの又は、5戸未満であっても官公署、学校、病院等に危険が生ずる区域が急傾斜地崩壊危険区域として指定されます。

市は、県等の関係機関と急傾斜地崩壊危険区域等の情報の共有化に努めるとともに、区民に急傾斜地崩壊危険区域を周知しています。さらに、がけの所有者に対して、がけ崩れを誘発するような行為の防止についての広報を行うほか、がけ崩れ等の宅地災害を防止するための融資制度を周知するなど、がけ地の改善を促進します。

※令和4年11月25日現在で、麻生区内24箇所が県から急傾斜地崩壊危険区域に指定されていますが、区域に指定されることが直接、がけ崩れの危険性を示しているものではありません。指定された区域の公示図書（図面）は神奈川県川崎治水センターのほか、川崎市まちづくり局指導部宅地審査課、区役所で閲覧できます。また、県砂防課のホームページでも確認できます。

・麻生区急傾斜地崩壊危険区域（神奈川県知事指定） <資料8>

エ 川崎市宅地防災工事助成金制度

市内における、がけ崩れや土砂の流失による災害防止や復旧のため、擁壁の設置等の工事をされる方に、その資金の全部または一部の融資を受けることができる制度です。この融資は、市を通じて金融機関と申請者が契約を締結し、金融機関から融資が行われます。

(7) 道路・橋りょう施設の安全対策

ア 道路の安全性の向上

道路は、発災後の初動・応急活動期における避難路となり、救助・救急及

び消火活動等の緊急活動を実施する道路、緊急物資等の輸送路、さらには火災の延焼防止機能を併せ持つなど、防災上の役割が極めて重要です。そのため、着実な道路整備に努めるとともに、電線類の地中化を進め、防災機能の強化を図ります。

イ 橋りょう等の安全性の向上

緊急交通路及び緊急輸送道路、駅前広場等の交通拠点施設に架かる橋りょうから優先的に耐震対策を実施します。また、横断歩道橋については、倒壊・落橋した場合は道路を閉塞し避難・消火・救援等が著しく阻害されるため、引き続き安全性の向上を図るための点検・整備を推進していきます。

(8) 地盤の液状化の危険性の周知

市は、被害想定調査のデータや神奈川県アボイドマップ等を公表するなどしていくとともに、マンホールの更新・埋設工事における工事の監督業務を通じて、地震時における陥没、マンホール管路の浮き上がりを防止する対策を図ります。

7 災害時要配慮者の支援

災害時要配慮者（以下「要配慮者」という。）とは、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦その他の防災施策及び災害時に配慮を要する人々をいいます。このうち、災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとることに支援を要する人々を「災害時要援護者」といいます。市では、平成19年12月から実施している「災害時要援護者避難支援制度」に基づき、あらかじめ申請・登録した災害時要援護者の情報を、支援組織となる自主防災組織、町会・自治会等の地域組織及び民生委員児童委員に提供し、災害時の安否確認や避難支援等の実施、平常時の見守り活動に活用するなど、支援体制の整備を推進しています。

(1) 災害時要援護者の避難支援体制の整備

ア 災害時要援護者避難計画の策定

災害時要援護者の避難支援体制を構築し、地域と連携した共助体制の確立を図ります。なお、支援組織となる自主防災組織及び町会・自治会等に、支援制度及び方法を解説した「川崎市災害時要援護者避難支援制度（DVD）」の配布や説明会の開催等、制度についての啓発を進めています。

イ 情報伝達体制の整備

発災時等における避難情報の伝達、避難支援等を迅速に行うため、また、平常時から災害時要援護者と支援組織との連携体制づくりを推進するため、区は、支援を希望する要援護者からの登録申請により名簿を作成し、支援に必要な情報等を地域の支援組織に提供します。また発災時には、災害

時要援護者避難支援制度の登録者と併せ、要介護度 3～5 及び身体障害者手帳 1 級～3 級（内部障害者除く）で制度未登録者の情報について、必要に応じて各避難所等に提供します。

支援組織は、災害時要援護者の個人情報等が記載された名簿の適正な管理に細心の注意を払いながら、あらかじめ要援護者との面談を通じて身体等の状況を把握するとともに、情報伝達手段や避難支援の方法等について確認した上で、避難支援者の確保や、避難誘導訓練の実施等を通じ、円滑な避難支援が行えるよう努めるものとします。

(2) 災害時要援護者と近隣住民等との地域コミュニティの強化

支援組織は、災害時に支援を必要とする災害時要援護者の状況を知るなど、日頃から様子を気にかけていただくことが、速やかな支援に繋がります。災害時の安否確認・避難誘導等の支援体制づくりを進めるうえで、支援者同士の話し合いや日頃からの災害時要援護者に対する声掛け、見守り活動等の関係づくりを行いながら、地域コミュニティの強化に繋がってください。また、災害時要援護者及びその関係者も、平常時から地域活動に参加するなど、近隣住民との良好な地域コミュニティの形成に努めることが大切です。

(3) 災害時要配慮者の避難後の対策

区は、避難所において災害時要配慮者が安定した生活を営めるよう、災害時要配慮者に配慮した避難所の受入体制や施設の状況等について、平常時から避難所運営会議と共に検討します。また、避難所生活が長期に渡る場合は、災害時要配慮者に対する福祉の継続等について健康福祉局と検討を行います。

なお、災害時要配慮者で避難所での生活が困難な方のため、本市の運営する社会福祉施設及び協定締結済みの市内民間社会福祉施設・各種介護サービス施設等を、その機能を生かして二次的な避難所とし、二次避難所（福祉避難所）開設・運営（基本）マニュアルに沿った運営、要配慮者への対応を行っていきます。

(4) 個別避難計画

市は、福祉事業所、地域の団体等と連携し、災害時要援護者等のうち、心身の状況等に応じて避難にあたって優先度の高い方から、順次、個別避難計画を作成し、災害時における災害時要援護者等の安全の確保に向けた取組を推進します。

(5) 外国人等に関する対策

国際化に伴い年々増加する外国人に対して、防災知識の普及・啓発を行い、防災行動力の向上に努めます。

ア 防災知識の普及・啓発

外国人向けに、「やさしい日本語」や6言語による防災啓発冊子の作成のほか、避難所標識へのピクトグラム（絵文字、図形）や英語、「やさしい日本語」の併記、防災関連行事等を通じ、災害時に必要な知識・行動の習得を図り、外国人の防災力の向上に努めるとともに、地域住民による外国人のための支援体制の確立を図ります。

イ 迅速な支援体制の確保

(ア) 外国人に対する避難方法の周知

災害発生時に外国人等がスムーズに避難所等に避難できるよう、水防月間、土砂災害防止月間、防災関連行事等を通じ、防災活動に必要な知識（行動）等の普及・啓発に努めます。

(イ) 外国語ボランティアの確保

公益財団法人川崎市国際交流協会と連携し、災害発生時に必要な外国人等への情報提供や避難所、コミュニティFM（かわさきFM）等に外国語ボランティアが派遣できるよう、事前にボランティアの登録を行う等の対応を行い、外国語ボランティアの確保に努めるとともに、必要な情報を迅速に伝達できるよう、情報伝達体制の整備を進めます。

8 帰宅困難者対策

大地震発生直後には、鉄道、バス等の交通機関の運行停止等により、通勤・通学者、買物客等の帰宅困難者が大量に発生し、大きな混乱が生じることが予想されます。市は平常時から主要駅及び帰宅困難者一時滞在施設と連携し、優先電話の途絶に備え、鉄道運行や道路交通情報、駅前の滞留状況、各種の災害情報の関係機関相互の情報連携体制を整備します。また、国は、「むやみに移動を開始しない」の基本原則を徹底しており、市及び区もこの基本原則の周知・徹底を図るとともに、関係機関と役割分担し、連携、協力を行いながら次の対策及び支援を実施します。

(1) 情報収集及び混乱防止措置

ア 市は、鉄道等の運行状況についての情報収集に努めます。また、関係機関等と連携して、企業や学校その他集客施設に対してむやみに移動を開始せず、正しい情報の下、冷静な行動を行うよう各種広報媒体を通じて広報します。

イ 区は、ターミナル駅での乗降客の集中状況及びバス・タクシーの運行状況についての情報把握に努め、市長に報告するとともに、警察、消防、鉄道事業者等関係機関と連携を図り、次の対策を実施します。

(ア) 事業所等に対する退社抑制の要請

(イ) 鉄道運行情報等の提供

(ウ) 主要ターミナル駅及びその周辺の交通規制

- (エ) バス・タクシー乗降場所の移転及び交通整理
- (オ) 乗降客の規制及び避難誘導
- (カ) 改札規制
- (キ) 救助・救急及び応急医療
- (ク) 帰宅困難者一時滞在施設の開設・運営要請
- (ケ) 帰宅困難者一時滞在施設への備蓄搬入

(2) 帰宅の支援

ア 市は、被災、交通、その他の情報等の提供を行うとともに、市バスは道路状況に応じて、可能な限り輸送を実施するものとします。

イ 市は、協定を締結した次の各種団体の店舗（事業所）等において、情報、水道水、トイレ等の提供を行い、移動を支援します。

- (ア) ガソリンスタンド（神奈川県石油業協同組合）
- (イ) 自動車販売店
- (ウ) コンビニエンスストア及びファーストフード店
- (エ) ファミリーレストラン
- (オ) 居酒屋・カラオケスペース

(3) 滞留時の支援

市は、平素から「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図るとともに、徒歩帰宅者の支援拠点（災害時帰宅支援ステーション）の確保及び周知に努めるものとします。また、帰宅困難者一時滞在施設の確保等においては、公的・民間施設の協力を得て平常時からの指定作業に努め、帰宅困難者一時滞在施設利用者用の飲料水や防寒シート、簡易トイレ及び食料を備蓄するとともに、駅周辺及び地下街の通路等についても、歩行者等の通路を確保した上で、必要に応じて一時滞在場所として活用していくものとします。

麻生区内の帰宅困難者一時滞在施設一覧（令和4年4月1日現在）

	施設名称	主要ターミナル 駅	所在地
1	川崎市麻生市民館	新百合ヶ丘駅	麻生区万福寺 1-5-2
2	昭和音楽大学		麻生区上麻生 1-11-1
3	川崎市アートセンター		麻生区万福寺 6-7-1
4	新百合トウェンティワンホール		麻生区万福寺 1-2-2

- 1 川崎市ホームページ「帰宅困難者対策」に全市の一時滞在施設を掲載しています。
- 2 帰宅困難者一時滞在施設は、建物や周辺の安全が確認できた後、主要ターミナル駅における滞留者の状況等に応じて順次開設します。

9 市施設の閉鎖などの市民サービスの停止等

(1) 市民サービスの縮小又は停止

市は、大規模な風水害等の発生が予測される場合、住民の生命・身体の安全を確保するとともに、災害対応に必要となる体制の確保のため、市民生活への影響などを考慮しながら、必要な範囲において、市施設の閉鎖や窓口の閉鎖等、市民サービスの縮小又は停止を実施します。

区は、緊急に市民サービスの縮小又は停止を行う必要があると認めるときは、大規模風水害に備えた区役所窓口対応指針等に沿って速やかに市民サービスの縮小又は停止を実施するとともに、市長に報告します。

なお、震災時においては、区は所管施設の被害状況により、必要に応じて施設の閉鎖や窓口の閉鎖等を行います。

(2) 市民等への周知

区は、市民サービスの縮小又は停止を実施するときは、市ホームページ等の様々な広報手段を通じて市民等への周知を行います。

第3章 災害応急対策

1 区本部

(1) 区本部の設置

市及び区は、市内で震度6弱以上の地震を観測したとき及び市内で地震による大規模な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、また、台風、集中豪雨等に伴う洪水・浸水等により災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、市災害対策本部を設置し、併せて区本部を設置します。区本部は区本部長（区長）が指揮監督します。ただし、区本部長が不在のときは、区副本部長（副区長又は区本部長の任命した職員）がその職務を代理します。区本部の設置については、参集体制を整備し、災害時初動体制の強化を図ります。なお、区本部の編成及び事務分掌は、川崎市災害対策本部規程に定めるとおりとします。

(2) 区本部会議

本部会議の決定事項に基づき、応急対策について審議し、区の総合的な災害対策を実施するため、区本部長は区本部会議を開催します。なお、区本部長は必要に応じて、区本部会議へ専門家等の出席を求め、助言を得ることができます。

(3) 区本部の運営及び所掌事務

区本部長 区長

区副本部長 副区長 その他区長が指定する職員

区本部会議において審議すべき事項は、次のとおりです。

- (ア) 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (イ) 消火又は延焼の防止に関すること。
- (ウ) 被災者の救出救助に関する措置に関すること。
- (エ) 医療救護に関する措置に関すること。
- (オ) 食料、飲料水その他の物資の供給に関すること。
- (カ) 避難所の開設及び避難者の救援に関すること。
- (キ) 緊急を要する避難の勧告又は指示に関すること。
- (ク) 区本部配備体制の緊急を要する変更に関すること。
- (ケ) 区内の災害対策活動の総合調整に関すること。
- (コ) 災害時における区内災害対策総合計画の策定に関すること。
- (ク) その他、災害対策に必要な措置

各班の所掌事務

班	班長	副班長	事務分掌
区本部事務局	危機管理担当課長		<ol style="list-style-type: none"> 1 区本部の設置、区本部会議の開催に関すること。 2 市本部及び関係機関との連絡調整に関すること。 3 応急復旧計画に関する立案及び実施に関すること。 4 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保、警戒区域等に関すること。 5 区職員の動員の調整に関すること。 6 その他特命事項に関すること。
庶務班	総務課長		<ol style="list-style-type: none"> 1 区本部の設置及び区本部会議開催に向けた設営に関すること。 2 参集動員及び職員の安否（被災含む）の確認に関すること。 3 区職員の厚生に関すること。 4 応援職員の受け入れや配備に関すること。 5 庁舎及び所管施設、所管車両の管理保全に関すること。 6 緊急通行車両の手続きに関すること。 7 予算経理に関すること。 8 他の班への応援に関すること。
情報広報班	企画課長		<ol style="list-style-type: none"> 1 気象情報・災害関連情報等の収集・伝達・記

			<p>録に関すること。</p> <p>2 区内の被害状況及び各班の応急対策活動に関する情報の集約に関すること。</p> <p>3 ライフライン及び交通機関の情報収集に関すること。</p> <p>4 報道対応に関すること。</p> <p>5 災害関連情報の広報に関すること。</p> <p>6 区民からの電話対応（コールセンター機能、総合窓口）に関すること。</p> <p>7 他の班への応援に関すること。</p>
地域支援班	地域振興課長	生涯学習支援課長	<p>1 ボランティアセンターの運営に関すること。</p> <p>2 帰宅困難者の支援に関すること。</p> <p>3 区本部事務局の支援に関すること。</p> <p>4 他の班への応援に関すること。</p>
保健衛生・福祉班	地域支援課長（保健衛生班長）※項目1～13,20 高齢障害課長（福祉班長）※項目14～20	地域ケア推進課長 衛生課長 児童家庭課長	<p>1 医療救護所の設置及び運営に関すること。</p> <p>2 傷病者の搬送受入れ及び救護班派遣等の調整に関すること。</p> <p>3 医薬品・器材等の調達に関すること</p> <p>4 医師会・歯科医師会・薬剤師会等との連絡調整に関すること。</p> <p>5 避難所等の巡回診療に関する連絡調整に関すること。</p> <p>6 飲料水及び食料品の衛生確保に関すること。</p> <p>7 防疫用薬剤、器材の調達に関すること。</p> <p>8 災害用選定井戸水の提供調整に関すること。</p> <p>9 感染症対策に関すること。</p> <p>10 犬及び特定動物の捕獲、動物の救護等に関すること。</p> <p>11 避難所等における環境衛生に関すること。</p> <p>12 災害救助法、生活再建支援法等の申請受付に関すること。</p> <p>13 災害弔慰金、災害援護資金等に関すること。</p> <p>14 要援護者のための二次避難所の設置及び運営に関すること。</p> <p>15 要援護者の安全確保に関すること。</p> <p>16 要援護者の状況調査に関すること。</p> <p>17 災害時要援護者情報に関すること。</p>

			<p>18 災害時精神保健医療相談対応に関すること。</p> <p>19 二次避難所となる施設との連携に関すること。</p> <p>20 他の班への応援に関すること。</p>
被災者支援班	保護課長	保険年金課長 区民課長	<p>1 指定避難所の管理に関すること。</p> <p>2 指定避難所の運営に関すること。</p> <p>3 指定避難所への物資の供給に関すること。</p> <p>4 応急仮設住宅への入居募集に関すること。</p> <p>5 他の班への応援に関すること。</p>
道路公園班	管理課長	整備課長	<p>1 管内の道路・橋りょう・河川・公園等の被害状況の把握及び伝達に関すること。</p> <p>2 管内の道路・橋りょう・河川等の警戒・監視に関すること。</p> <p>3 管内の道路・橋りょう・河川等の応急対策及び復旧に関すること。</p> <p>4 道路啓開の実施及び障害物・放置車両等の除去に関すること。</p> <p>5 がけ崩れ等の応急対策の実施に関すること。</p> <p>6 工事施工箇所安全確保に関すること。</p> <p>7 所管施設の保全に関すること。</p> <p>8 緊急交通路、緊急輸送路に係る警察等との調整に関すること。</p> <p>9 所管施設及び工事箇所等の災害予防及び復旧に関すること。</p> <p>10 公園等施設利用者に対する情報伝達及び避難誘導に関すること。</p> <p>11 他の班への応援に関すること。</p>
各班連絡員			<p>1 部内各班の連絡調整に関すること。</p>
罹災証明書発行チーム	保険年金課長	区民課長	<p>1 罹災証明の申請受付及び発行に関すること。</p>
遺体安置所運営チーム		衛生課長 保護課長 区民課長 地域支援課長 地域ケア推進課長 地域振興課長	<p>1 遺体安置所の開設及び運営に関すること。</p>

(4) 市本部への応援要請

区本部は、災害応急対策に関して、防災関係機関による応援を市本部に要請します。ただし、緊急を要し、又はやむを得ない事情のある時は、区本部長の判断により関係機関による応援を要請することができます。

また、市を南部、中部及び北部の3地域に区分し、以下のような災害対策活動拠点（全国から応援に駆けつける機関等の場所）を設置します。

ア 各防災関係機関の活動拠点の設置

(ア) 警察の活動拠点

警察災害派遣隊等の全国からの応援部隊の活動環境を整備するため、次のとおり宿营地及び車両置場等として利用する活動拠点を配置します。

名 称	所 在 地
県立川崎高校	川崎区渡田山王町 22-6
等々力陸上競技場	中原区等々力 1-1
等々力緑地東駐車場	中原区等々力 1-1
県立百合丘高校	多摩区南生田 4-2-1

(イ) 自衛隊の活動拠点

自衛隊の活動環境を整備するため、次のとおり宿营地及び車両置場等を設置します。

名 称	所 在 地
川崎競馬場場内駐車場他	川崎区富士見 1-5-1
等々力運動広場	中原区等々力 1-1
等々力多目的広場	中原区等々力 1-1
県立生田高校	多摩区長沢 3-17-1
川崎国際生田緑地ゴルフ場	多摩区柘形 7-1-10

(ウ) 消防機関の活動拠点

緊急消防援助隊等の全国からの応援部隊の活動環境を整備するため、次のとおり活動拠点を配置します。

名 称	所 在 地
川崎富士見球技場及び周辺	川崎区富士見 2-1
富士見球場	川崎区富士見 2-1
等々力催し物広場	中原区等々力 1-1
等々力テニスコート	中原区等々力 1-1
等々力球場	中原区等々力 1-1
消防訓練センター	宮前区犬蔵 1-10-2
県立生田東高校	多摩区生田 4-32-1

(エ) ライフライン事業者の活動拠点

ライフライン事業者の活動環境を整備するため、次のとおり宿营地、車両置場及び資機材置場等として利用する活動拠点を配置します。

名 称	所 在 地
宗教法人平間寺自動車交通安全祈禱殿駐車場	川崎区大師河原 1-1-1
県立大師高校	川崎区四谷下町 25-1
会館とどろき	中原区宮内 4-1-2
等々力緑地南駐車場	中原区宮内 4-1
県立住吉高校	中原区木月住吉町 34-1
県立菅高校	多摩区菅馬場 4-2-1

(オ) 水道事業者の活動拠点

水道事業者の活動環境を整備するため、活動拠点を配置します。

名 称	所 在 地
長沢浄水場	多摩区三田 5-1-1

(カ) 他都県市等からの応援の活動拠点

他都県市等からの医療・応急危険度判定士等の応援職員が、近隣の宿泊施設を確保できない場合等に活動環境を整備するため、活動拠点を配置します。

名 称	所 在 地
川崎競馬場 1 号スタンド	川崎区富士見 1-5-1
川崎競輪場	川崎区富士見 2-1-6
県立川崎工科高校	中原区上平間 1700-7
県立多摩高校	多摩区宿河原 5-14-1
県立麻生高校	麻生区金程 3-4-1

(キ) 重症者等の後方搬送拠点

ヘリコプターによる災害医療拠点の臨時離着陸場を補完するため、次のとおり重症者等の後方輸送拠点を配置します。

名 称	所 在 地
川崎競馬場芝生広場	川崎区富士見 1-5-1
等々力補助競技場	中原区等々力 1-1
麻生水処理センター	麻生区上麻生 6-15-1

(ク) 応援航空機による輸送拠点及び資機材の集積拠点

応援航空機による輸送拠点及び資機材の集積拠点を幸区古市場の多摩川

河川敷一帯に設置します。なお、運航支援実施場所を川崎市立川崎総合科学高等学校屋上（幸区小向仲野町5-1）とし、消防局航空隊が応援航空機との連絡調整にあたりるとともに指揮本部からの活動指示を付与するものとします。

(ケ) 河川の復旧活動拠点

国は、大師河原河川防災ステーションを水防センター・ヘリポート・水防活動スペース・復旧用備蓄資材などを備えた災害時の緊急復旧活動の基地として、二ヶ領せせらぎ館を復旧用備蓄資材などを備えた災害時の復旧活動の補助基地として活用します。

また、市は、大師河原水防センターを水防活動を円滑に行う拠点とします。

名 称	所 在 地
大師河原河川防災ステーション	川崎区大師河原 1-1
二ヶ領せせらぎ館	多摩区宿河原 1-5-1

(コ) 基幹的広域防災拠点

国は、大規模災害時に、物流に関するコントロール及び海上輸送から河川舟運、陸上輸送等への中継基地や広域支援部隊等の一時集結地・ベースキャンプとして基幹的広域防災拠点を活用します。

名 称	所 在 地
基幹的広域防災拠点（東扇島地区）	川崎区東扇島 58

2 情報の共有

区本部において、災害応急対策を円滑に実施できるよう、被害状況や災害関連情報の正確かつ迅速な収集伝達を図り、区民に対し正しい災害情報を的確に提供できるよう、あらゆる通信手段を活用して、情報の共有化を図ります。

(1) 情報の収集（情報広報班）

区本部は、区民及び防災関係機関等から災害情報の収集を行い、総合防災情報システムを用いて災害の種別、発生日時、場所、被害の程度、とられた措置等を整理します。

また、避難所に参集した職員（避難所運営要員及び被災者支援班）は、避難所運営会議の構成員とともに避難者名簿を作成し、避難者の氏名、年齢、性別、人数等を把握し、区本部へ報告します。

(2) 情報の伝達（情報広報班）

消防署、警察署等の関係機関と区本部における情報の共有化を図るため、必

要に応じて相互に情報収集要員を派遣します。

また、区本部は速やかに被害情報及び避難情報等の災害情報の把握を行い、市本部にあらゆる通信手段を用いて情報を伝達します。

(3) 広報・広聴（情報広報班）

ア 広報の方法

区本部は、地域防災拠点及び避難所を情報拠点とし、区民に対して災害に関する正しい情報を提供するため、市で保有する広報手段を活用し、また災害時協定締結放送機関又はその他の応援を得て、広報活動を実施します。

(ア) ラジオ・テレビによる広報

- ・「災害時等における放送要請に関する協定書」に基づく放送依頼
- ・災害時におけるスポット放送
- ・市政広報番組の利用
- ・特別報道番組の要請

(イ) 防災行政無線（同報系屋外受信機）による広報

広域避難場所・避難所等に設置されているスピーカーにより、災害時の緊急情報を放送します。 **同報系屋外受信機設置一覧<資料9>**

(ウ) コミュニティーFM（かわさきFM）【79.1MHz】

市からの緊急情報や安否情報、ライフライン等の生活情報を放送します。

電波が入りにくい地域でもパソコン等で聞くことができます。

(エ) テレビ神奈川データ放送の活用

(オ) ケーブルテレビ

(カ) 電子メール、Web サイト等を活用した広報

- ・メールニュースかわさき

緊急情報、地震情報、気象警報などを携帯電話に電子メールで配信します。配信希望は以下のアドレスにメール送信

パソコン用：mailnews@k-mail.city.kawasaki.jp

携帯電話用：mailnews-m@k-mail.city.kawasaki.jp

- ・麻生区メール配信システム(A S M)

携帯電話専用：j-entry@kikikanri.city.kawasaki.jp

- ・エリアメール

N T T ドコモの緊急速報「エリアメール」を活用し、市内の対応する携帯電話へ災害情報や避難指示などの緊急情報を一斉送信します。事前の登録は不要です。

- ・川崎市防災情報ポータルサイト

パソコン用：<http://portal.kikikanri.city.kawasaki.jp/>

携帯電話用：<http://portal.kikikanri.city.kawasaki.jp/m/>

・市防災気象情報

パソコン用：<http://kishou.kikikanri.city.kawasaki.jp/>

携帯電話用：<http://kishou.kikikanri.city.kawasaki.jp/m/>

- (キ) 広報車等の市所有車両による広報
- (ク) 消防ヘリコプターによる広報
- (ケ) 職員による広報
- (コ) 広報印刷物等による広報
- (サ) 掲示板等による広報
- (シ) ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の活用
Twitter等を活用し、文字による情報提供に努めます。
- (ス) Lアラートの活用
災害時に避難情報などの重要情報を市民に迅速、確実に伝達するため、報道機関等（テレビ、ラジオ等）への情報提供に、Lアラート（公共情報コモンズ）を活用します。
- (セ) 防災アプリ
かわさき防災アプリによる緊急情報のプッシュ配信や、お知らせの活用により、情報提供を行います。

イ 広聴の方法

広域災害発生時において甚大な被害が生じた場合には、人心の動揺、混乱による社会不安の恐れがあることから、被災者の生活相談や援助業務等の広聴活動を行うため、必要に応じて避難所等に臨時相談室を開設し、相談要望等の早期解決に努力します。

- (ア) 区本部は、被災者の不安の解消、生活の立て直し、自力復興等を促進するため、避難所等に臨時相談所を開設し、問合せ、相談、要望に対応します。
- (イ) 区本部において聴取した要望のうち、対応可能なものは区本部で処理し、対応が不可能なものについては、市本部へ報告し調整を図ります。

3 地域における救助及び救護等（区民の初期行動）

(1) 消火活動

地震発生時等における火災については、消防団や自主防災組織等と連携し初期消火活動を行います。

地震発生時等に自宅及び自宅周辺で火災が発生した場合には、まず119番に通報し、消防隊が到着するまでの間は、可能な限り初期消火に努めます。

ア 炎が天井に届くまでの数十秒間に、消火器のほかに、火を毛布で覆い水をかける、座布団で火をたたくなど、身近なものを活用し、初期消火を行います。

イ 天井に火が燃え移るなど、自力での消火は無理であると判断した場合には、その場から速やかに避難します。

ウ 避難途中で付近の火災現場に遭遇した場合には、可能な範囲で消火活動に協力します。

(2) 救助活動

地震発生等により倒壊した住宅等の中に救助を必要とする人がいる場合は、近隣住民や自主防災組織と協力し救助活動を行います。

ア がれき等に埋もれている人の居場所が分かった場合、救助のため付近の人を集めます。

イ 避難途中で付近の救助救出現場に遭遇した場合には、可能な範囲で救助活動に協力します。

(3) 応急救護

地震発生時等において負傷者に対して、区民相互の協力で応急手当等を行います。そのためには、消防局で行っている心肺蘇生法や止血法などの応急手当の技術を身につける必要があり、「市民救命士」の養成講座等に積極的に参加するなど、平常時から応急救護に対して備えます。

(4) 通報

災害の危険を察知した場合や地域の被災状況等について、各防災関係機関へ通報します。区民は、自宅周辺の状況に注意し、危険性のある場所等や救助を必要とする負傷者を確認した場合は、消防署や区本部等に通報するとともに、自らの安全の確保に努めます。

4 避難対策

(1) 避難情報（区本部事務局）

ア 避難基準・内容

(ア) 高齢者等避難（警戒レベル3）

市長は、水害及びがけ崩れが発生するおそれがあると認められる場合、必要な地域に降雨、潮位、河川の水位、防災施設の異常等を知らせる「高齢者等避難」を発令し、住民の注意を喚起するとともに、その状況に応じて要配慮者をはじめとする住民が危険性を判断して避難することを促します。

なお、区長、消防局長及び消防署長も避難情報の発令が可能です。

(イ) 避難指示（警戒レベル4）

市長又はその補助執行機関としての区長は、災害が発生し、又は発生す

るおそれがある場合に、生命及び身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難を指示します。

(ウ) 緊急安全確保（警戒レベル5）

市長又はその補助執行機関としての区長は、災害が発生、または切迫している場合において、市民が命を守るための最善の行動をとれるよう、地域の居住者、滞在者その他の者に対し緊急安全確保を発令します。

(2) 避難誘導

区職員、消防職員、消防団員、警察官等及び自主防災組織等は連携を密にし、正確な情報把握に努め、迅速かつ組織的に避難誘導や再避難（安全な避難所又は補完施設への避難）等を行います。

また、災害時要配慮者に対しては、身体等の状況に配慮した避難支援活動を行います。

(3) 避難者の受入れ（避難所運営要員・被災者支援班・区役所避難所管理要員）

ア 受入対象者

災害により建物が被害を受け、又は被害を受けるおそれがあり、居住場所を失った者としてします。

イ 受入施設

原則として指定された避難所で受入れます。また、避難者の受入施設については原則体育館を優先して使用し、不足が生じた場合は避難所運営会議で協議し、校舎内等の受入場所の確保に努めます。

ウ 受入期間

受入期間は、避難者が被災住宅を復旧、新築するなど、住宅を確保し自立することができるまで、又は応急仮設住宅等へ入居できるまでの期間とします。

ただし、教育施設等に関しては、授業の再開に支障のない範囲及び期間とするよう配慮します。

(4) 避難所・緊急避難場所の開設

区本部は、災害により家屋の倒壊、焼失等の被害を受けた者又は、被害を受けるおそれのある者のために、避難所を開設します。

【震災時対応】（避難所運営要員・被災者支援班）

区本部は、川崎市内で震度6弱以上の地震が発生したとき及び発生した地震が震度5強以下である場合も、必要に応じて開設のために避難所へ職員を派遣します。派遣された職員は、施設の安全確認、避難スペースの確保等を

行い、避難所を開設し、避難者を受入れます。

なお、発災直後等で職員が不在で緊急の場合は、避難所運営会議の判断により避難所を開設します。

【風水害時対応】（区役所避難所管理要員）

区本部は、避難者の受入れが必要と認めるときは、風水害時の緊急避難場所及び緊急避難場所を補完する施設の中から、被害の状況に応じ、地域の特性、被害の程度、災害時要配慮者の人数等を勘案の上、職員を派遣して緊急避難場所を開設します。通常麻生区では、25箇所ある指定緊急避難場所の内、施設同士の近接状況等を勘案して21箇所を開設することとしています。＜資料4＞

なお、風水害時の緊急避難場所においては、原則として避難者に公的備蓄による食料及び飲料水の供与を行いません。ただし、避難者の健康や生命の維持のために必要な場合、区は公的備蓄を活用して避難者の保護にあたります。

(5) 避難所の管理運営（避難所運営会議）

避難所が開設された場合、区本部と区民が連携して管理運営する必要があります。また、避難所では、被災者の避難生活の安定を図るために、区民が互いに協力し合う必要があります。このため、平常時から自主防災組織を中心に学校施設管理者、地元ボランティア等で構成される避難所運営会議を開催し、顔の見える関係の構築を目指します。また、避難者は男女のニーズの違いなど男女双方の視点への配慮を行いながら、相互扶助の精神により、自主的に秩序ある避難生活を送るよう努めることが必要です。

ア 避難所の業務

- (ア) 避難所の開錠・管理
- (イ) 負傷者や急病患者への救援活動
- (ウ) 避難者確認及び名簿の整理
- (エ) 生活情報の提供及び相談窓口の開設
- (オ) 避難所自治組織の運営指導
- (カ) 避難者及び区民への給食活動
- (キ) 施設管理者との調整
- (ク) 安否確認への対応
- (ケ) その他避難者の日常生活の安定を図るための支援活動

イ 避難所運営会議の編成及び役割

- (ア) 総務班
 - ・避難所運営会議の事務局

- ・区本部及び地域防災拠点、他の避難所との連絡調整
 - ・避難所の施設管理（レイアウト、ルール、パトロール等）
 - ・避難人員の把握、地域割りの決定
 - ・学校授業再開への協力
 - ・その他運営に関すること
- (イ) 情報広報班
- ・避難者の把握や住民の安否状況等の情報収集
 - ・広報板やインターネット等を活用した避難住民等への情報提供
 - ・自主防災組織との連携による地域住民への広報活動
- (ウ) 保健救護班
- ・応急救護所の設置・運営
 - ・負傷者リストの作成
 - ・風邪、食中毒等の感染予防
 - ・要救護者の搬送補助
- (エ) 環境衛生班
- ・避難所の整理・整頓
 - ・ごみ、し尿（災害用トイレ）の処理及び管理
 - ・生活用水の確保等
- (オ) 食糧班
- ・食糧、物資の調達及び配布
 - ・炊き出し、給水活動
 - ・燃料の確保
- (カ) 施設物資班
- ・施設、設備の点検、対応
 - ・運営で使う部屋などの指定・表示
 - ・生活場所の整理、プライバシー確保
 - ・物資の調達

(6) 感染症対策を踏まえた緊急避難場所・避難所の管理運営等

緊急避難場所又は避難所における感染症の感染拡大防止のため、関係局区が連携し、平時から自宅療養者等のハザード等の把握や避難の方法等の調整、自宅療養者等に対する必要な情報の提供に努めるとともに、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、適切なレイアウト、十分な避難スペースや避難者の動線の確保等の必要な措置を講じるよう努めます。

また、緊急避難場所又は避難所への避難者は、マスクの着用等の基本的な感染対策を行う必要があります。

5 地域医療救護体制

災害時における、区民への医療救護活動を円滑に実施するため、区本部は必要に応じて医療救護所を設置し、応急医療救護活動を行います。

(1) 医療救護所の設置及び役割（保健衛生・福祉班）

区本部は、医療救護の必要を認めたとき、その展開を図るにあたり、災害の規模、傷病者の発生状況及び地域医療機関の被災状況等を勘案して、次のうちから医療救護所を選定し、設置します。

- ア 地域みまもり支援センター
- イ 休日（夜間）急患診療所
- ウ 地域防災拠点（区内市立中学校）
- エ 歯科保健センター
- オ その他、特に必要と認める場合は、臨時医療救護所を設置します。

医療救護所の設置後、医療救護活動を行うとともに、次の活動を行います。

- ア 医療情報の収集及び提供
- イ 医療関係団体（医師会等）の医療救護班及び医療ボランティアの受入調整
- ウ 医師会等で編成する救護組織と連携した医療薬品等の受入調整
- エ 被災地の保健医療対策、災害時要配慮者対策、防疫対策、環境・食品衛生対策等の実施

(2) 災害拠点病院・災害協力病院

災害拠点病院は、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能、被災地からの受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能、災害派遣医療チーム（DMAT）等の受入れ及び派遣機能等を有する病院です。また、災害協力病院は、災害拠点病院における対応に準じ、災害拠点病院のバックアップ体制に参加し、傷病者等を受け入れるとともに医療救護活動へ協力します。麻生区内では、新百合ヶ丘総合病院と麻生総合病院が災害協力病院となっており、区総合防災訓練に参加するなど、行政や地域との連携に取り組んでいます。

市内の災害拠点病院

医療機関名	所在地	許可 病床数	救命救 急センター	神奈川 DMAT 指定	川崎 DMAT 指定	離着陸場（病院との 距離）
市立川崎病院	川崎区新川通 12-1	713	○	○	○	専用ヘリポート（屋 上）
関東労災病院	中原区木月住 吉町 1-1	610		○		専用ヘリポート（屋 上）

日本医科大学 武蔵小杉病院	中原区小杉町 1-383	372	○	○	○	専用ヘリポート(屋上)
帝京大学医学部 附属溝口病院	高津区溝口 3-8-3	400		○		諏訪河川敷(1500m)
聖マリアンナ 医科大学病院	宮前区菅生 2-16-1	1,208	○	○	○	明治製菓百合丘総合センター(1600m)
市立多摩病院	多摩区宿河原 1-30-37	376		○		専用ヘリポート(屋上)
市立井田病院	中原区井田 2-27-1	383	○	○	○	専用ヘリポート(屋上)

(3) 川崎DMATの派遣要請

川崎市内において、自然災害をはじめ、都市型の局地災害が発生し、重症者2名以上又は中等症者10名以上の負傷者が発生若しくは発生が見込まれる場合等で、迅速に医療機関に搬送できず、災害現場における救命処置等が必要な場合、市長は、川崎DMAT指定病院の長に対して川崎DMATの派遣を要請します。

6 災害時の福祉対応

(1) 災害福祉調整本部(健康福祉局)

ア 目的、役割等

災害福祉の対応体制を整え、市内の入所施設を中心とした高齢者、障害者に係る社会福祉施設(以下この節において「社会福祉施設」という。)や災害時要援護者等の情報を集約し、地域の関係機関や他都市、国との連携を深め、この分野における的確な判断と迅速な対応が行えるよう、災害対策本部と同じ設置基準により、健康福祉部内に災害福祉調整本部を設置します。なお、設置場所は現行執務スペースや第3庁舎15階会議室を基本とし、当該スペース等が利用できない場合、災害対策本部と連絡・調整が可能となる適切な場所を選定し、設置するものとします。区においては、保健衛生・福祉班を中心に、「災害福祉ガイドライン」に沿って対応を行います。

また、大規模な風水害等の発生が予測される場合においては、災害対策本部の設置に関わらず、情報収集するとともに関係機関への情報発信などを行います。

災害福祉調整本部の役割
1 社会福祉施設の情報集約
2 被災した社会福祉施設への支援
3 他都市からの災害時の福祉活動チーム、介護専門職等の受入調整

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 4 各区の災害時要援護者等の情報収集 5 二次避難所の開設・運営に関する総合調整 6 緊急ショートステイの受入・運営に関する総合調整 7 情報の整理及び分析等の総合調整やマネジメント 8 本部会議等への報告 |
|---|

イ 二次避難所連絡要員の派遣

災害福祉調整本部は、二次避難所連絡要員を各区本部の保健衛生・福祉 班へ派遣します。二次避難所連絡要員は、区本部と避難所及び二次避難所との連絡調整並びに災害時要援護者等の搬送調整等を行います。

ウ 災害時情報伝達・収集体制

関係局区や社会福祉施設、福祉関係団体との間で、災害時における円滑な情報受伝達を図るため、平時から、川崎市災害時高齢者・障害者施設情報共有システム (E-Welfiss) を中心に、電話、MCA 無線、電子メール、防災アプリ等の複数の手段を組合せた情報伝達及び情報収集体制を整備し、発災時において災害福祉調整本部が機能できるよう取組を進めます。

(2) 区本部保健衛生・福祉班の役割

- ア 災害時要援護者のための二次避難所の設置及び運営に関すること。
- イ 災害時要援護者の安全確保に関すること。
- ウ 災害時要援護者の状況調査に関すること。
- エ 災害時要援護者の情報に関すること。
- オ 二次避難所となる施設との連携に関すること。

(3) 市内の社会福祉施設の役割

災害時においては、まずは自施設の被災状況や利用者等の状態、職員の 参集状況や備蓄物資の在庫状況等を把握し、利用者等の安全を確保したうえで、協定に基づく災害時要援護者等の受入や緊急ショートステイによる受入に努めるものとします。

(4) 二次避難所の開設

市は、避難を要する災害時要援護者等の安定した避難生活を確保するため、災害の状況、避難所等の開設状況、地域の特性、施設の被害の程度、避難者の人数等を勘案し、市の施設や協定により確保した社会福祉施設の中から二次避難所を開設します。

(5) 神奈川DWA Tの派遣要請

災害福祉調整本部は、大規模災害時に、避難所において要配慮者への福祉的支援

が不足するときは、「神奈川県災害派遣福祉チーム設置運営要綱」に基づき、神奈川県に対し神奈川県DWA Tの派遣要請を行います。

(6) 平時からの訓練の実施

災害福祉の取組については、平時からの備えが重要であることから、健康福祉局は、関係局区、社会福祉施設、関係団体等と連携し、定期的に訓練を実施します。

7 物資の供給

(1) 給水

区本部は、災害が発生し、区民に応急給水の必要が生じた場合、市に応急給水拠点（令和4年4月現在、区内36箇所。うち17カ所は開設不要型）の開設や給水車の派遣を要請します（給水量は原則として1人1日当たり3ℓ程度とします。）。

・区内応急給水拠点一覧 <資料10>

(2) 食糧・生活必需品（被災者支援班）

区本部は、災害の発生により、区民が住宅の全壊、焼失、流出等の被害を受け、食糧品、衣料品及び日用品等の生活必需品に不足を来たした場合、その供給体制を速やかに確立します。

【食糧】

ア 供給順位

災害対策用備蓄食糧（アルファ化米等）、小売業、卸売業、生活協同組合等からの調達食糧（簡易処理食品）、精米による米飯の炊出し（米穀卸売業、政府所有米等）の順位とし、利用されていない避難所等の備蓄食糧も必要な避難所へ供給します。

イ 供給対象者

避難所で受け入れた者、住宅に被害を受け炊事が不可能な者及び旅行者、滞在者、通勤通学者等の一時的滞在者とします。

ウ 供給数量の基準

1人1食あたりアルファ化米等精米換算100g程度、乳児用粉ミルクは1人1日あたり粉換算135グラム程度とします。

エ 要配慮者への優先供給

高齢者、障害者、幼児、妊産婦、体力衰弱者に優先的に供給するものとします。

オ 調達

(ア) 避難所に派遣された職員は、避難所運営会議等の協力を得て、避難所の避難者数を把握し、必要な食糧の品目及び量を区本部へ報告します。

(イ) 区本部は、応急食料の供給が必要であると認めた場合、災害対策用備蓄

食料、米飯業者等への注文等により確保し、なお不足が生じる場合は、直ちに市本部へ食料の調達を要請します。

カ 供給の実施方法

(ア) 供給場所

原則として避難所とします。

(イ) 供給の実施主体

食糧の供給は、区本部が主体となり行います。なお、必要に応じて炊き出しを行う場合は、避難所運営会議、自主防災組織等の協力により実施します。

【生活必需品】

ア 供給対象者

避難者等で、災害により住宅が全壊、流出又は床上浸水等の被害を受け、衣料品、寝具及びその他の日用品を失い、直ちに日常生活ができない者とします。

イ 供給品目

衣料品、寝具、食器類、炊事用品及び日用品雑貨

ウ 要配慮者への優先供給

高齢者、障害者、幼児、妊産婦、体力衰弱者に優先的に供給するものとします。

エ 調達

区本部は、災害時において生活必需品の供給が必要と認めた場合に、物資班へ指示し、必要量を確保するとともに、備蓄在庫等で不足を生じた場合は、直ちに市本部へその供給を依頼します。

オ 供給の実施方法

(ア) 供給場所

原則として避難所とします。

(イ) 供給の実施主体

生活必需品の供給は、区本部が主体となり、避難所運営会議、自主防災組織等の協力を得て実施します。

(3) 救援物資の受入・配分（被災者支援班）

区本部は、区役所に輸送拠点を設け、自主防災組織、災害ボランティア等の協力を得て、緊急救援物資等の受入、分配、避難所への輸送等を行います。

8 応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

地震による災害が発生した直後において、被災した建物の余震等による二次災害

を防止するため、建築物の被害状況を調査し、その建築物が使用できるか否か応急的に判定・表示する応急危険度判定を行います。

また、地震等により宅地が被災した場合、宅地の擁壁等の被害状況を迅速に把握し、二次災害の発生を軽減・防止するため、主として宅地の立入制限に関する被災宅地危険度判定を行います。

(1) 応急危険度判定

ア 市本部が被災状況に応じ、応急危険度判定活動を行うことを決定した場合、まちづくり部建築宅地調査班に応急危険度判定活動実施本部を、各区役所に判定拠点を設置します。

イ コーディネーター（市職員の行政判定士）の指示により、一般判定士による一般建築物の判定を行います。

ウ 必要に応じて、他都市からの応急危険度判定士の派遣要請を行い、判定士の人員確保に努めます。

エ 応急危険度判定活動の資機材等を南部防災センター・幸区備蓄倉庫・中原区備蓄倉庫・高津区役所内倉庫・宮前区役所内倉庫・多摩区役所内倉庫・麻生区役所内倉庫に配置します。

(2) 被災宅地危険度判定

ア 市本部が被災状況に応じ、被災宅地危険度判定活動を行うことを決定した場合、被災宅地危険度判定活動実施本部及び判定拠点を設置します。

イ 被災宅地危険度判定活動を実施します。

ウ 必要に応じて、他都市からの被災宅地危険度判定士の派遣要請を行い、判定士の人員確保に努めます。

9 大雪対策

(1) 道路の除雪・凍結防止活動（道路公園班）

道路の除雪・凍結防止については、道路除雪対策計画に基づき行うものとし、自動車及び歩行者等の安全通行を確保するため、駅前広場、ペDESTリアンデッキ、歩道橋等、利用頻度などを考慮して行います。

災害が拡大または拡大が予測される場合は、協定に基づき川崎建設業協会などに協力要請を行い対応します。

(2) 市の施設における除雪・凍結防止活動

施設管理者は、利用者・来訪者の安全を確保するため、敷地内の通路等の除雪を行うとともに、凍結防止剤の散布を行います。

(3) 大雪に対する備蓄等

区は、大雪による除雪、凍結防止活動等を速やかに対応するため、車両運行のためのタイヤチェーン又はスタッドレスタイヤを整備します。

また、市の管理する施設管理者は、シャベル及び凍結防止剤等の整備に努めるものとしします。

10 遺体の取扱い

区本部は、別に定める遺体安置所設置運営マニュアルに従い、関係機関と連携して行動します。

(1) 遺体安置所

区は、災害発生後、災害対策本部から遺体安置所開設の要請を受け、警察及び関係機関の協力の下、遺体安置所を開設・運営し、遺体の安置、検案、遺留品の保管、身元確認、棺等の納棺用品の保管等を行います。

遺体安置所設置場所

施設名	住所
麻生スポーツセンター	麻生区上麻生 3-6-1

(2) 衛生対策

区本部は、遺体の取り扱いに際しては、遺族感情等に配慮しながら、衛生的な保管に努めます。

(3) 資器材等の調達

区本部は、警察等の関係機関の協力のもと、棺、ドライアイス、ビニールシート、納体袋等の検視及び検案に必要な資器材を調達・確保します。また、電話、ファックス、パソコン等の通信手段、遺体搬送車両を確保します。

(4) 遺体の処理

遺体の処理に際しては、警察や医療救護班等と連携し、対応します。

11 感染症対策・保健衛生

(1) 感染症対策体制の整備（保健衛生・福祉班）

市本部及び区本部は、震災に伴う被災規模を迅速に把握し、関係機関との緊密な情報交換を行い、感染症対策体制の確立を図ります。

ア 感染症発生状況等の調査及び健康診断

区本部は、感染症の発生を予防するため医療・衛生班を編成し、避難所を重点とした被災住民の健康調査を行います。調査の結果、必要に応じて、医

師への受診を勧めるなど、健康相談を実施します。

イ 感染症のまん延防止

市本部及び区本部は、感染症が発生した場合には、感染経路等を調査するとともに、必要に応じて、迅速に隔離、感染症指定医療機関への搬送、適切な医療の提供を行い、感染症のまん延防止に努めます。

ウ 消毒の実施

区本部は、避難所等における感染症のまん延を防止するため、必要に応じて消毒を行います。

エ ねずみ族、昆虫等の駆除

区本部は、避難所等における感染症のまん延を防止するため、ねずみ族、昆虫等の駆除の指導を実施します。

オ 臨時予防接種の実施

市本部及び区本部は、感染症予防上必要と認めるときは、医療関係団体等と連携してワクチン確保等を迅速に行い、適切な時期に予防接種を行います。

カ 避難所の感染症対策指導等

避難所は、多数の避難者の受入れによる衛生状況の悪化が予想されるため、区本部は、施設管理者等の協力を得て、感染症対策の指導を行います。

(2) 環境・食品衛生対策等（保健衛生・福祉班）

ア 食品衛生

市本部及び区本部は、災害時の食品事故を予防するため食品監視体制を確立し、病院・避難所への給食配送の衛生管理の指導、避難所等における弁当の保管等に対する衛生指導を行います。

イ 環境衛生

区本部は、避難所等の居住環境衛生に関する調査及び助言、避難所等における仮設の浴場・シャワールームの衛生指導を行います。また、公衆浴場、コインランドリー等の営業再開時には、必要に応じて衛生指導を行います。

ウ 生活用水等の確保

区本部は、災害時の井戸水の提供者と協力し、生活用水等の確保に努めます。

エ 災害時の動物救護

(ア) 避難所における動物の同行避難

避難所運営会議で動物の同行避難が認められた避難所については、区本部は、かわさき犬・ねこ愛護ボランティアや市動物救援本部等に協力を求め、動物の適正飼養を指導し、避難所の環境衛生を確保します。

(イ) 緊急避難場所における動物の同行避難

風水害における緊急避難場所に関しては、動物がいることで飼い主が緊

急避難場所への避難を躊躇することのないよう、動物がケージやクレートに収容されていることを条件に、原則として同行避難を受け入れます。

なお、受入場所等については、衛生面や健康面での影響を考慮し、各避難場所ごとに施設管理者と調整します。

区は、平時から緊急避難時の動物の同行避難におけるルールやマナー啓発を行います。

(3) 保健衛生（保健衛生・福祉班）

ア 健康相談・栄養指導

避難が長期化する場合、又は避難所が多数設置されている場合には、衛生状態の悪化による感染症疾患のまん延や栄養不良、蓄積するストレスやPTSD（心的外傷後ストレス障害）等を軽減させるため、区本部は、保健師・栄養士等を中心とした支援を行います。

イ 精神保健（メンタルケア）対策

市本部は、災害がもたらすPTSD等の「心の傷」に対応するため、災害の規模に応じて、市災害対策本部内に精神科救護本部を設置するとともに、区本部（みまもり支援センター）に精神救護所を設置して、医療機関及び関係機関とともに精神科救護活動を行います。

ウ 歯科保健対策

市本部及び区本部は、誤嚥性肺炎の予防、口腔環境の悪化の予防、口腔衛生の維持等を図るための歯科保健活動を行います。

12 ごみ・し尿処理

市本部は、避難所及び区民の在宅している世帯から発生するごみ・し尿を迅速に処理します。

(1) ごみ処理

「普通ごみ」と「粗大ごみ」に大別し、環境部廃棄物収集班により収集及び処理を実施しますが、処理施設が稼動不能等の場合は、一時保管や近隣都市への支援要請などの対策を講じます。

(2) し尿処理

避難所の災害用トイレから発生するし尿、緊急を要する一般世帯等からのし尿収集・処理を行います。機器の破損等により処理が行えない場合は、下水処理場での一時貯留、直接処理などを検討します。災害用トイレの設置等による収集業務の増大に対しては、近隣都市への支援要請等の対策を行います。

(3) 災害用トイレ

廃棄物収集班は、避難所の既設トイレの活用やし尿収集計画を踏まえ、災害用トイレの設置計画を作成します。

避難所等の備蓄倉庫に備蓄されている災害用トイレは、避難所周辺の自主防災組織等の協力により設置します。

13 消防対策

消防署・消防団は、その施設及び人員を活用して、区民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、風水害又は地震等の災害を防除し、これらの災害による被害を軽減します。

(1) 警防体制

大規模な災害が発生したとき、または発生が予想され、警防体制を強化する必要があると消防長が認めるときは、消防職員及び消防団員の動員等により消防力を増強し、速やかに災害に対する体制を確立します。

(2) 警防活動

消防署・消防団は、火災、その他の災害に対し、人命救助を最優先とした活動を実施しますが、震災時及び風水害時は特に次に主眼を置き活動します。

ア 震災時

地震時における同時多発火災等の災害から市民の生命身体財産を守るため、火災が多発したときは、全消防力をもって消火活動を行います。火災発生件数より消防力が優位な場合は、消火活動と平行して救助活動を行います。

イ 風水害時

風水害においては、事前の災害危険地域の実態把握と迅速確実な情報収集が災害時における活動の上で重要であるため、災害発生が予想される時点から、警防計画で事前に定められた警戒活動等を実施するとともに、災害発生時には人命救助を最優先として活動します。

14 警備活動

警察は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、警備体制を早期に確立し、警察の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速、的確な災害対策を実施することにより、被災地における治安の万全を期することとします。

(1) 警備体制

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、警察本部に警察本部長を警備本部長とする警備本部を、各警察署に警察署長を警備本部長とする警

察署警備本部を設置します。

(2) 災害応急対策

警察は、市本部、区本部及び防災関係機関等と連携し、次の対策を実施します。

- ア 警報等の伝達
- イ 情報収集・連絡
- ウ 救援救助活動
- エ 広報活動
- オ 避難指示等
- カ 津波対策
- キ 交通対策
- ク 危険物等対策
- ケ 防犯対策
- コ ボランティア等との連携
- サ 広域応援

15 ライフライン

各公共事業施設において、防災対策を定め、ライフライン施設として速やかな応急措置を行い、施設機能の維持に努め、各サービスの供給を確保します。また、区は市が主催する「川崎市ライフライン連絡会議」に参加し、ライフライン事業者との情報交換、連携を行っています。

(1) 電気（東京電力パワーグリッド株式会社）

災害時においても、中央給電指令所をはじめとする各地域の給電所が中心となって、できるだけ停電を防ぐよう、また停電してもその範囲をさらに局限化し、かつ短時間で回復できるよう操作を行います。

(2) ガス（東京ガス株式会社）

被害情報等の収集に努め、ガスの供給停止の必要性等を総合的に評価して、適切な応急措置を行います。また、ガスの製造・供給を停止した場合は、施設の点検、補修を行い、各設備の安全性を確認の後、ガスの製造・供給を再開します。

(3) 上・下水道（川崎市上下水道局）

被害調査の結果、各機能が維持されている場合は、二次災害の発生のおそれのない範囲において、各サービスの供給を行います。

(4) 電話（各電話会社）

災害によりネットワークに異常が発生した場合、ネットワーク全体への波及を防止するため、各種措置によって重要通信の確保等を行うとともに、重要回線の復旧、非常・緊急通話の確保を優先します。

ア 特設公衆電話の設置（NTT東日本）

避難所等に特設公衆電話を設置します。また、それ以外にも要請または必要と認められた場所に設置します。

イ 災害用伝言ダイヤル「171」の運用（NTT東日本）

大規模災害の発生・災害等により電話が輻輳した時に、NTT東日本の判断により提供します。提供開始や録音件数等、提供条件はNTT東日本で決定し、テレビ・ラジオ等で周知を図ります。

ウ 災害用伝言板（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル、ワイモバイル）

携帯電話から安否等を文字情報として登録し、家族等が携帯電話やインターネット経由で確認できる災害用伝言板を、大規模災害の発生時に提供します。

※ サービスの詳細については、加入する各電話会社に確認してください。

16 災害ボランティア

(1) 災害ボランティアの活動分野

災害時のボランティアは、自発的な参加により被災者支援に関わる社会福祉活動を行う者で、避難所運営支援や物資の配送等を行う一般ボランティアと、専門的な資格、技能、知識等を有する専門ボランティアに区分されます。

ア 一般ボランティア

専門的スキルを必要としない、自己完結による支援を基本とします。

イ 専門ボランティア

(ア) 医療ボランティア

医師、看護師等の医療従事者をはじめとし、医療活動を行います。

(イ) 消防ボランティア

消防活動等に関する知識と経験を有するボランティアで、平時の防災啓発のほか、災害時の消防活動の支援等を目的として活動します。

(ウ) 応急危険度判定ボランティア

行政判定士の指示により、被災した一般建築物の応急危険度判定を行います。

(エ) 外国語通訳ボランティア

外国人等への広報・広聴活動、通訳・翻訳活動を行います。

(オ) 介護ボランティア

主に災害時要援護者等に対する支援を行います。

(カ) 動物救護ボランティア

獣医師や犬・猫愛護ボランティア等で構成し、被災動物の救援活動を行います。

(キ) その他専門ボランティア

一定の知識や資格を有し、被災地のニーズに応じた活動を行います。

(2) 災害ボランティアの活動支援（地域支援班）

市は、被災者に対する救援と被災地の復旧・復興が円滑に進むよう、関係機関・団体等と連携を図りながら、被災者ニーズの把握やボランティア団体等への情報提供を行います。また、ボランティアの活動拠点となる「川崎市ボランティアセンター」等を設置し、必要な資機材の確保に努め、必要な支援を行います。さらに、市内外を問わず、迅速に災害ボランティアの受入態勢を構築します。

ア 一般ボランティア

(ア) 市社会福祉協議会及び市民活動センター等と協働して、被災者ニーズ、被災地の状況等、様々な情報の把握に努め、必要とするボランティア活動内容、必要人員等についての情報提供を行います。

(イ) 災害ボランティアの活動調整等を実施する組織の設置が必要と認めたときは、市社会福祉協議会及び市民活動センターと協議のうえ、川崎市災害ボランティアセンター（市センター）を川崎市総合福祉センター内に設置し、市社会福祉協議会及び市民活動センターに対して運営の要請を行います。

(ウ) 川崎市災害ボランティアセンターのほか、必要に応じて区における活動拠点（区センター）を設置します。

区センター設置候補施設

施設名	住所
麻生市民館	麻生区万福寺 1-5-2

イ 専門ボランティア

専門ボランティアを活用する局については、各局に市専門ボランティア本部を設置し、情報や活動場所を提供します。また、区本部との協働により効果的な活動ができるよう支援を行います。

17 公共施設等

(1) 学校

ア 学校長は、学校防災計画（マニュアル）等に基づき、児童・生徒等の安全確保に努め、避難所等に誘導するなどの適切な措置を講じます。

イ 学校長は、被災状況等を把握し、区本部に報告するとともに、避難所として開設した場合は、施設管理者として避難所運営会議と協力し、避難者を受入れます。

(2) 市の管理施設

施設管理者は、利用者を避難所等の安全な場所に避難誘導するとともに、施設の被災状況等を速やかに把握し、市本部又は区本部に報告します。

(3) 大規模集客施設

施設管理者は、利用者を避難所等の安全な場所に避難誘導するとともに、施設の被災状況等を速やかに把握し、区本部に報告します。

第4章 区民生活の安定

1 被災者への生活支援

災害時には、多くの区民が負傷したり、家や家財等を喪失し、またライフラインの途絶等によりかなりの混乱状態に陥ることが予想されます。このため、市及び区は、混乱を速やかに治め、社会秩序の回復を図るための緊急措置を講じます。

また、発災時に被災者への支援を迅速に行うため、平時から被災者支援制度の情報の把握・整理などに努めるとともに、職員研修等を通じて被災者支援に関する職員の制度の理解や事務の習熟を図ります。

災害救助法は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社、その他の団体及び国民の協力のもとに、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを定めています。市は、災害救助法第2条の2に基づく救助実施市（平成31年4月1日指定）として、その権限と責任を踏まえ、国、神奈川県等との連携を図り、円滑かつ迅速に災害救助法に基づく救助等を行います。

(1) 相談窓口

ア 区は、被災者の生活の立直しを援護し、自力復興を支援するため、問合せ、相談、要望等に対応するため相談窓口を開設します。

イ 区は、被災者への迅速かつ適切な相談事業を行うため、市及び防災関係機関と連携を図ります。

(2) 生活援護資金

ア 市は、災害による死亡、疾病等、人的又は物的に被害を受けた被災者に対し、その生活援護のため、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害見舞金、弔慰金、災害遺児等福祉手当を支給します。

イ 市は、市内に居住する者又は市内で事業を営む者が、災害により被害を受

けた場合に生活等の立直しを援護し、自力復興を促進して生活の早期安定を図るため、災害援護資金、生活福祉資金、災害復興住宅資金、災害対策資金、農林漁業災害関連融資を実施します。

(3) り災証明

ア 家屋調査

区は、災害対策基本法第2条第1号で定める暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火及びその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、その他その及ぼす被害についての調査を、被害調査班により災害発生後可能な限り早期に開始します。

イ り災証明書の発行

区は、被災者からり災証明書の交付申請が提出された場合は、家屋調査の結果に基づき、または確認できない場合は申請者の立証資料に基づき、区長名でり災証明書を発行します。

なお、大規模災害による火災のり災証明書の発行事務については、被害調査を区と並行して実施する消防署と連携を図り発行します。

(4) 市税・保険料の減免措置等

被災して市税を納めることが困難な場合は、申請により市税の納期限の延長、納税の猶予及び減免等の措置により負担の軽減を受けることができます。

また、市国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料、市介護保険料についても、被災の実態に応じて減免等が受けられる場合があります。

2 被災者の住宅確保

市は、災害救助法に基づき、応急仮設住宅の設置及び当該住家の必要最小限度の部分に応急的に修理して、被災者の居住安定を図ります。

また、応急仮設住宅以外に市営住宅等の空家の提供、他都市の住宅提供の要請及び一括借り上げによる民間住宅の提供も行います。

第5章 東海地震に関連する対策

1 大規模地震対策について

地震防災対策強化地域においては、大規模地震対策特別措置法に基づき、地震防災計画の作成が義務付けられています。

市は地震防災対策強化地域ではありませんが、地震防災計画に準じ、東海地震対策を定めています。

2 東海地震に関連する情報が発表された場合の対応措置

東海及びその周辺地域の地震・地殻変動などの各種観測データを遠隔測定することにより、気象庁は24時間体制で東海地震の前兆現象の監視を行っています。異常現象が察知され、東海地震に関連する各情報（東海地震に関連する調査情報（定例）、東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報）が発表された際には、市は、その種類に応じて東海地震警戒本部を設置し、警戒体制をとります。

なお、各情報の発表後、東海地震発生のおそれが無くなったと判断された場合は、その旨の情報を発表します。

3 警戒宣言時の対応措置

(1) 区がとるべき措置

ア 東海地震予知情報を受けて警戒宣言が発せられたときは、区本部を設置し、区民に正しい情報を提供するとともに、地震発生に備え必要な事前措置を図ります。

イ 警戒宣言時の事前避難は原則として行いませんが、区民が自発的に避難を開始したときには、区本部は避難所を開設し、市本部に状況報告を行います。

(2) 防災関係機関がとるべき措置

防災関係機関等（電気・ガス・通信・鉄道等）は、区民及び施設利用者に対して、警戒宣言の内容、ライフライン及び交通機関に関する情報、生活関連情報等それぞれの機関の特色に応じた広報を行います。

(3) 区民がとるべき措置

警戒宣言が発せられた場合、地震発生に備えて冷静に行動することは、混乱を防止し、発災後の被害を最小限に食い止めることとなることから、状況に応じた対処に努めます。

ア 家庭にいたとき

(ア) 正確な情報の把握

ラジオ・テレビなどで情報を入手します。また、市、区役所、消防署、警察署等からの広報を入手します。

(イ) 冷静な判断と行動

家庭にいる人のとるべき行動や、役割分担を確認します。

(ウ) 家具等の転倒、落下物防止措置

照明器具、家具等の固定を確認します。

(エ) 火気使用の自粛

ガス等の火気類の使用は最小限にします。

- (オ) 消火用水の確保
消火器やバケツ等に消火用水を用意します。
- (カ) 危険物類の安全防ぎょ
灯油や食用油などは、安全な容器に移します。また、ガス類の元栓を閉め、LPガスボンベ（プロパンガスボンベ）は鎖などで転倒防止を図ります。
- (キ) 身軽で動きやすい服装にする
動きやすい服装に着替え、頭きん及びヘルメットも用意します。
- (ク) 非常持ち出し品の確認
水、食料、ラジオ、懐中電灯、医薬品等非常持ち出し品を用意します。
- (ケ) 生活用水の確保
風呂桶やバケツ等に水を用意します。
- (コ) 避難所などの確認
避難所や避難経路等を確認しておきます。
- (サ) 隣近所で助け合う
初期消火や避難ができるようお互いに連絡をとっておきます。
- (シ) 自動車、電話使用の自粛
不要不急の車両・電話の使用は避けます。特に、避難のために車両は使用しないようにします。
- (ス) 家族との連絡方法
災害用伝言ダイヤル等の活用について検討します。

イ 学校にいたとき

教職員の指示に従い、落ち着いて行動します。

ウ 駅、デパートなどにいたとき

不特定多数の人がいる場所では、職員や店員などの誘導に従い、落ち着いて行動します。

エ 職場にいたとき

警戒宣言が発せられた時や地震が発生した時の対策が多く職場で決められているため、その計画により行動します。

オ 交通機関に乗っていたとき

乗務員の指示に従い、落ち着いて行動します。

カ 自動車を運転していたとき

正確な情報を把握し、冷静な判断と行動をとります。

(4) 事業所等がとるべき措置

必要な地震防災応急対策の措置を講ずるとともに、極力平常どおり都市機能を確保することを基本とした対応を行います。

4 混乱防止策

区本部は、東海地震注意情報、東海地震予知情報あるいは警戒宣言が発せられた場合、通信の混乱、情報の不正確さによっておこる各種パニックの防止を図るため、市防災行政無線その他の広報可能手段を活用し、冷静な行動、電話の使用自粛等、注意を喚起する広報を積極的に行い、正確な情報の提供、流言飛語の防止を図ります。

また、通勤通学者等が集中する主要ターミナル駅及びその周辺における混乱を防止するため、市本部は、防災関係機関と連携・協力し、鉄道等の運行状況についての情報の収集、区本部は乗降客の集中状況及びバス・タクシーの運行状況についての把握に努めるとともに、警察、消防、鉄道事業者等の防災関係機関と連携・協力を図り、交通整理、誘導等、必要な措置を実施します。

5 事前対策の推進

区は、警戒宣言発令時にとるべき具体的措置について、職員に周知を図り、十分な習熟が図られるよう防災啓発に努めるとともに、区民、区内事業所等に対して、社会的混乱の防止を図るため、東海地震に関連する情報等について広報の徹底を図ります。